

目 次

第 1 号 3月11日（月曜日）

平成31年第1回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長の施政方針及び提案理由の説明	3
請願・陳情	15
議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議	15
日程の追加	16
予算特別委員会委員の選任について	17
議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算	17
議案第38号 平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算	17
議案第39号 平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	17
議案第40号 平成31年度下郷町介護保険特別会計予算	17
議案第41号 平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	17
議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	17
休会の件	18
散会	18

第 2 号 3月14日（木曜日）

平成31年第1回下郷町議会定例会会議録（第2号）	21
議事日程第2号	22
開議	23
一般質問	23
湯田純朗君	23
星 輝夫君	28
猪股謙喜君	33
玉川邦夫君	38
佐藤 勤君	46
山名田久美子君	52
小椋淑孝君	54
日程の追加	56
請願・陳情	57
休会の件	58
散会	58

議案第27号	下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第28号	下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第29号	下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第30号	下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第31号	下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第32号	下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第33号	下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第34号	自然体験交流施設の指定管理者の指定について……………	92
議案第35号	道の駅しもごうの指定管理者の指定について……………	92
議案第36号	平成30年度下郷町一般会計補正予算（第7号）……………	96
議案第37号	平成31年度下郷町一般会計予算……………	101
議案第38号	平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算……………	101
議案第39号	平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算……………	101
議案第40号	平成31年度下郷町介護保険特別会計予算……………	101
議案第41号	平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算……………	101
議案第42号	平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算……………	101
議員提出議案第2号	下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について……………	102
議員提出議案第3号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について……………	103
議員派遣の件……………		104
閉会中の継続審査申出について……………		104
閉会……………		105

平成31年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成31年3月11日			
本会議の会期	平成31年3月11日から3月20日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成31年3月11日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	散会	平成31年3月11日	午前11時37分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征	5番 湯田純朗
	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜	9番 湯田健二
	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄	
欠席議員	1番 星輝夫			
会議録署名議員	9番 湯田健二	10番 山名田久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	税務課長兼会計管理者 星 健一
	町民課長 渡部善一	参事兼健康福祉課長 星 修二	産業課長 玉川武之	建設課長 渡部芳夫
	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 只浦孝行	代表監査委員 渡部正晴	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀和也	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成31年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成31年3月11日（月）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
9番 湯 田 健 二
10番 山名田 久美子
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 請願・陳情
委員会付託
(産業厚生常任委員会)
陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情
- 日程第 5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第2 議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第3 議案第38号 平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第4 議案第39号 平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第5 議案第40号 平成31年度下郷町介護保険特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第6 議案第41号 平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第7 議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第8 休会の件
- 散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） 改めまして、おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かさせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

1番、星輝夫君より欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましても、お手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤盛雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、山名田久美子君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成31年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、年度末を迎え大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会につきましては、議案42件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、かけがえのない多くの命が失われ、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から8年の歳月が流れました。ここに改めまして、犠牲になられた方々へ哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、2月26日に政府の地震調査委員会は、日本海溝沿い地震の長期評価を改定し、それによりますと今後30年以内の本県沖を発生領域とするマグニチュード7から7.5の地震発生確率は10%程度から50%程度に引き上げられるなど、警戒を呼びかけるものとなっております。今後とも大震災の記憶を風化させることなく、常日ごろの備えに万全を期す所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、平成30年第4回定例会以降の社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年12月27日に役場正庁において、本町に寄贈いただきました絵画、作品名「冬の旅（福島・会津へ）」の作者である齋藤勝正氏へ感謝状を贈呈し、御礼を申し上げたところであります。福島県美術家連盟の会長である齋藤氏は、「絵を通して福島のために何かできるか、少しでも復興につながらなければという思いでの作品を描いた。皆さんの心の癒しや観光のために役立てば幸いです」と述べられており、そのご厚意に沿えるようグリーンプラザ田沼文蔵記念館での常設展示など、町の財産として末永く大切にしていきたいと考えております。

年が明け、1月4日には新年の飛躍を願い、下郷町新春年始会が下郷ふれあいセンターにおいて開催されました。町、議会、教育委員会、農業委員会、商工会、会津よつば農業協同組合、森林組合、土地改良区、区長協議会、そして老人クラブ連合会の10団体が発起団体となり開催したもので、出席された前福島県知事、佐藤雄平氏の挨拶にはふるさとへの感謝の思いが込められており、また輝かしい新年を祝う祝辞が披露されるなど、出席された140名の方々は、ふるさと下郷町の発展を願いながら懇談を深められたようでありました。

1月6日には、平成31年下郷町消防団出初め式並びに無火災祈願祭が役場正庁においてとり行われました。式には町消防団、町婦人消防隊から約100名が出席され、新年を迎え、災害のない1年となることを願い、防災への誓いを新たにしましたところであります。

本町の冬の風物詩として定着しました大内宿雪まつり、なかやま雪月火、そして湯野上温泉火祭りが地域の皆様のご協力のもとそれぞれ開催されたところであります。第

33回となる大内宿雪まつりは、2月9日、10日の2日間にわたり大内宿雪まつり実行委員会の主催により開催され、2日間で約1万人の方々が訪れ、にぎわいを見せたようがあります。日が暮れてからの御神火戴火や花火大会は、雪に反射した光が宿場町に幻想的な空間を生み出し、多くの来場者を魅了していたところでもあります。

日本夜景遺産認定のなかやま雪月火は、2月16日、なかやま雪月火実行委員会の主催により開催され、無数に広がるろうそくの明かりが訪れた多くの方々に感動を与えておりました。また、今年は開催当初に行われた火文字が復活し、なかやまの文字が燃えると雪月火の文字が浮かび上がり、さらには時折雲の切れ間から月がのぞくさまは、文字どおり雪と月と火の饗宴となり、会場は「すてき」、「きれい」、「感動」という言葉にあふれておりました。

今年で8回を迎えた湯野上温泉火祭りは、2月23日、湯野上温泉観光協会の主催により湯野上温泉駅特設会場において、火で人と人をつなぐテーマに町内を初め県外からも多くの協力を得て開催されました。駅舎や会場各所には、火祭りとコラボレーションした双葉提灯が飾られ、さらには双葉町のフタバくんと本町のしもごろーの共演など、盛り上がりを見せておりました。

2月1日には、本町初となる地域おこし協力隊員、市村春絵さんへの委嘱状交付を副議長さんの出席をいただき、とり行ったところでもあります。市村さんは、幼少より会津の祖父母宅を訪れ、本町の募集を知り、応募されたもので、茨城県水戸市から移住した。クラインガルテン下郷を活動拠点に施設の運営や情報発信を行いつつ、自身の農業技術習得を目指すものであります。議会の皆様におかれましてもご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

2月6日には、南会津地方広域行政センターにおいて、南会津郡の4町村による南会津地方の教育旅行に関する協定を締結したところでもあります。協定の内容は、南会津地方が有する自然や歴史の学習、中山間地域の生活体験などを柱に、教育旅行の誘致促進等を目指すものであります。教育旅行は、団体の宿泊による地域の活性化や風評の払拭が期待できるものであり、4町村及び県との連携をさらに強化し、誘致促進、受け入れ態勢の充実に努めてまいりたいと考えております。

2月17日には、下郷ふれあいセンターにおいて健康づくり講演会、生涯学習講演会を開催いたしました。健康づくり講演会では、本町出身で南東北病院副院長の佐藤三夫氏が、生涯学習講演会では元女子バレー全日本エースアタッカーの大林素子氏が講師を務められ、約300名の方々が聴講に訪れたところでもあります。

去る2月24日には、天皇陛下ご即位30周年記念式典がとり行われ、本町におきましても国旗を掲揚し、祝意をあらわしたところでもあります。本年4月1日には新しい元号が公表され、5月1日には元号改元が行われます。平成の30年余りにわたる歴史を振り返るとともに、町民の皆様と新しい時代に向かってともに進んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、国、県の動向でございますが、昨年12月21日に閣議決定された国の平成31年度予算案では、一般会計の総額は本年10月の消費税率10%への引き上げに備えた景気対策

や高齢化に伴う社会保障費の増加等により、7年連続で過去最大を更新し、当初段階で初めて100兆円の大台を超えたものとなっております。

また、人口減少が進む地域の行政サービスを維持するため、総務省の有識者会議が提言した新たな圏域構想は、複数の市町村で構成する圏域が行政を運営する構想で、自治体制度の大転換となるものであることから、今後の議論の方向を注視しなければなりません。

また、福島県の当初予算でございますが、一般会計の予算規模は1兆4,603億2,800万円で、昨年度と比較し131億円、0.9%増加したものとなっております。これまでの町政を進化させ、復興の加速と福島ならではの地方創生に向けてさまざまな主体と協働し、全力で取り組むための予算、復興・創生進化予算と位置づけております。今後とも国、県の動向には十分留意し、行財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、本町の当初予算案でございますが、一般会計の予算規模は46億9,700万円としたところであり、昨年度と比較し5,000万円、1.1%減少したものとなっております。予算編成に当たりましては、厳しい財政状況に変わりはないものの、第5次下郷町振興計画も最終年を迎えることから、町の将来像であります「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷」を実現するため、日常生活の充実と主要産業の発展などを目標に、子供の育ての支援の整備、高齢者及び障害者への施設や環境整備、さらには災害対策等にも配慮することを基本に取り組んだところであります。

また、消費税率引き上げに係る予算編成方針でございますが、歳入につきましては、本年10月からの年度中途での使用料等の改正は行わず、原則平成32年4月からの改正を念頭に平成31年度中に検討してまいることといたしました。ただし、制度上または積算上、消費税率改正と同時に見直しが必要な案件につきましては、本年10月からの改定を目的に検討を進めてまいります。

歳出につきましては、消費税率10%での予算計上を基本としながらも、明らかに事業完了が消費税率改正前となる事業につきましては精査をし、8%で計上することといたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、振興計画の基本目標に沿って重点事業をご説明を申し上げます。基本目標の一つであります「住みやすく美しいまち」、基盤条件整備でございますが、全体では4億6,238万3,000円を計上し、その内訳につきましては、生活バス路線の確保など、総合交通体系整備関係予算に6,503万1,000円、防災安全交付金事業によるロータリー除雪車整備など、道路整備関係予算に2億3,535万2,000円、同じく防災安全交付金事業による湯野上橋補修、補強など、橋梁維持関係予算に1億6,200万円をそれぞれ配分したものであります。

2つ目の「心ふれあう賑わいと活力を創出するまち」、交流促進でございますが、全体では1億306万6,000円を計上し、その内訳につきましては、下郷ふるさとまつり、新規事業の婚活事業など、積極的な交流事業の展開、関係予算に1,300万円、地域創生総合支援事業、風評被害対策、地域おこし協力隊など、観光資源の磨き上げと新しい資源の発掘関係予算に9,006万6,000円をそれぞれ配分したものであります。

3つ目の「ふるさと産業の創造」、産業経済でございますが、全体では1億7,532万7,000円を計上し、その内訳につきましては、中山間地域等直接支払事業、がんばる農業支援事業、農林業機械等購入貸付育成制度に係る預託金や利子補給金、有害鳥獣対策事業、公有林整備事業など、農林業の振興関係予算に1億4,834万円、宿泊施設持続化支援事業補助金、地域振興プレミアム商品券発行補助金など、商工業の活性化関係予算に2,698万7,000円をそれぞれ配分したものであります。

4つ目の「安全で住みよいまち」、生活環境でございますが、全体では3億9,601万1,000円を計上し、その内訳につきましては、公営住宅建てかえ事業、高齢者等除雪支援事業など、住みよい生活環境づくり関係予算に1億7,577万9,000円、水環境整備関係予算として合併処理浄化は設置整備事業に932万1,000円、新消防庁舎建設事業に係る広域負担金、小型動力ポンプ整備事業など、安全、安心な地域づくりの推進関係予算に2億1,091万1,000円をそれぞれ配分したものであります。

5つ目の「健やかに暮らせるまち」、健康福祉でございますが、全体では3億3,228万6,000円を計上し、その内訳につきましては、定期予防接種委託料、インフルエンザワクチン予防接種事業、一般健診委託料など、健康の保持、増進関係予算に2,568万6,000円、小中学校入学祝金、地域子育て支援センター事業、子育て世代包括支援センター事業、また消費税率の引き上げが低所得者や子育て世代の消費に与える影響を緩和するため、国の財政支援により行うプレミアム商品券事業など、子ども・子育て支援対策の充実関係予算に1億1,972万4,000円、敬老祝金、高齢者タクシー助成事業など、高齢者福祉の充実関係予算に3,135万9,000円、地域生活支援事業など、障害者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に1億5,551万7,000円をそれぞれ配分したものであります。

6つ目の「思いやりのある教育と文化のまち」、教育、文化でございますが、全体では1億1,887万1,000円を計上し、その内訳につきましては、基礎学力向上事業、ICT活用による学習環境整備事業、教育施設整備事業、学校給食費補助事業など、家庭や地域との連携を土台とした学力向上の推進関係予算に7,128万9,000円、生涯学習推進事業、放課後子ども教室事業など、地域の特性を生かした生涯学習、芸術、文化の推進関係予算に1,479万4,000円、市町村対抗駅伝出場助成金、ジュニアマラソン大会補助金など、元気はつらつ生涯スポーツの推進関係予算に282万2,000円、文化財の保護と活用関係予算として大内地区保存整備事業に1,392万1,000円、中山風穴特殊植物群落整備事業に1,604万5,000円をそれぞれ配分したものであります。

7つ目の「住民と行政による協働のまち」、行財政でございますが、全体では1,779万円を計上し、その内訳としましては、協働による効果的な行政運営関係予算として第6次振興計画策定事業に257万2,000円、また下郷公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を作成するための支援業務、大川ふるさと公園長寿命化計画策定調査など、協働による効果的な財政運営関係予算に1,521万8,000円をそれぞれ配分したものであります。

以上、ご説明申し上げました各事業を平成31年度の重点施策として予算の編成をさせていただきますところであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げます議案42件についてご説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第6号））でございますが、本年度の除雪委託料につきましては、年末における集中的な降雪や委託単価等の上昇に伴い、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、専決処分により予算の補正を行ったものであります。

土木費において、所要額3,000万円を増額し、予備費により調整をしたもので、歳出予算の総額に変更はございません。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成31年1月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本年3月31日をもって任期満了となります現委員、廣瀬正治氏の後任について、下郷町大字湯野上字居平乙776番地の1、星力氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づきご提案申し上げます。

任期満了となる廣瀬正治氏におかれましては、平成19年4月1日から現在まで4期12年、本町税務行政にご尽力をいただきました。この場をおかりまして、厚く御礼を申し上げます。

後任としてご提案申し上げます星力氏は、昭和49年より長きにわたり金融機関で勤務され、人格、識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価委員会委員として適任と考え、ご同意をお願いするものであります。

議案第3号から議案第13号までは、農業委員会委員の任命についての件でございます。現委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、今回新たに11名の方々を農業委員会の委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づきご同意をお願いするものであります。

それでは、11名の方々の住所、氏名、認定農業者の別で紹介させていただきます。初めに、推薦による方々ですが、議案第3号でご提案申し上げます方は、下郷町大字栄富字馬場平丁479番地、星希氏で、認定農業者であります。

議案第4号でご提案申し上げます方は、下郷町大字合川字上ノ原甲273番地、佐藤輝男氏で、集落営農に携わる認定農業者に準ずる方であります。

議案第5号でご提案申し上げます方は、下郷町大字音金字家の後31番地の1、湯田吉春氏で、認定農業者であります。

議案第6号でご提案申し上げます方は、下郷町大字澳田字上家平69番地、渡部博行氏で、認定農業者であります。

議案第7号でご提案申し上げます方は、下郷町大字高隣字居平甲726番地、小山常喜氏で、認定農業者であります。

議案第8号でご提案申し上げます方は、下郷町大字沢田字前田乙419番地、大竹貫一氏で、認定農業者については非該当者であります。

議案第9号でご提案申し上げます方は、下郷町大字塩生字二百刈1062番地、佐藤行正氏で、認定農業者であります。

議案第10号でご提案申し上げます方は、下郷町大字豊成字倉446番地、渡部友之氏で、

認定農業者であります。

次に、応募による方々ですが、議案第11号でご提案申し上げます方は、下郷町大字落合字家浦18番地、星正喜氏で、認定農業者であります。

議案第12号でご提案申し上げます方は、下郷町大字湯野上字居平乙730番地、渡部功氏で、認定農業者については非該当であります。

議案第13号でご提案申し上げます方は、下郷町大字弥五島字和田居村430番地、玉川勝久氏で、認定農業者については非該当であります。

なお、以上の方々につきましては、本年2月7日開催の下郷町農業委員候補者評価委員会に諮問し、農業委員会委員として適任者である旨の答申を得ているところであります。

議案第14号 民事調停の申立て及び当該民事調停不成立等の場合における訴えの提起についてでございますが、本案は町営住宅使用料の滞納者に対する民事調停の申し立て及び民事調停が不成立の場合における訴えの提起につきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第15号 町有財産（建物）の無償譲渡につきましては、小松川集会所でございますが、平成6年の建築から築後耐用年数である24年が経過し、また集落からの要望も踏まえ、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、同集会所を小松川区に無償譲渡することについて議会の議決をお願いするものであります。

議案第16号 下郷町生活改善センター等設置条例を廃止する条例の設定でございますが、議案第15号でご説明を申し上げます小松川集会所の譲渡に伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第17号 下郷町ごみ処理センター条例を廃止する条例の設定についてでございますが、本町ごみ処理センターにつきましては、平成26年度から廃止に向け手続を進めてまいりましたが、平成30年7月3日をもってその手続が完了いたしましたので、本条例を廃止するものであります。

議案第18号 下郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の設定についてでございますが、本町ごみ処理センターの廃止に伴い、一般廃棄物処理計画、一般廃棄物の処理、一般廃棄物処理業の許可等を規定する現条例を廃止し、新たに町民、事業者及び町の責務等を定める下郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定するものであります。

議案第19号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、携帯電話等エリア整備事業により本年度雑根地区に整備した携帯電話基地局を本条例に規定する基地局に加えるため、一部改正を行うものであります。

議案第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律により災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、貸付利率の軽減と償還方法の拡充、保証人の要件緩和など、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の拡充、強化を図る観点から、本条例の一部を改正する

ものであります。

議案第21号 下郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の設定についてでございますが、中小企業、小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、町、中小企業者、小規模企業者、経済団体及び町民の役割等を明らかにすることにより、中小企業、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的に本条例を設定するものであります。

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、働き方改革を推進するため、関係法律の整備に関する法律による労働基準法の一部改正を踏まえ、長時間労働の是正のための措置として、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定でございますが、国民健康保険は、住民登録されている市町村で加入していただくことが原則となっておりますが、被保険者の方が本町から転出し、町外の施設等に入所した場合、本町の国民健康保険に引き続き加入していただく特例があり、この住所地主義の特例の対象施設に平成12年4月1日から介護保険施設、特別養護老人ホーム等が加えられていることから、法の趣旨と整合性を図るため、関係条文について所要の整備を行うものであります。

議案第24号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、生活困窮者等の自立を促進するため、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による児童扶養手当等の一部改正に伴い、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたことから、本条例において県要綱と同様に所得制限に係る適用所得年等の改正を行うものであります。

議案第25号から議案第35号までの11議案につきましては、下郷町公の施設に係る指定管理者の指定についての件でございます。本町におきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入し、当初は平成18年から3年間、その後は平成21年度から5年間、そして平成26年度から5年間と指定管理者による公の施設の管理を行ってまいりました。ご提案申し上げます各施設につきましては、本年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますことから、当該施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

ここで、議案第35号 道の駅しもごうの指定管理者の指定についてに関連してご報告をさせていただきます。道の駅しもごうに係る疑惑に対し、会計処理等について調査の進捗状況についてお知らせさせていただきます。これまで12月4日に臨時株主総会を開催し、今回の規約に対する調査について了承を得て、調査を行っているところであります。調査につきましては確実に、そして慎重に進めていかなければならないと考えているところであり、このような中の進捗状況でございますが、調査項目が多岐にわたっていること、聞き取りや購入明細、在庫の確認に時間を要していることなどから、現在のところ調査が完了していない状況であります。この内容について、去る2月27日に臨時株主

総会を開催し、了承を得ているところであります。議員の皆様を初め、町民の皆様方にご心配をおかけしているところに対し、おわびを申し上げます。調査報告につきましては、経営調査だけではなく、働きやすい環境整備等につきましてもご提言をいただくように考えております。指定管理者として健全な運営を目指してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第36号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第7号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,295万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億3,243万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、地方交付税につきましては、平成30年度算定において各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えることとなったため、各地方団体分について調整率を乗じて減じられていた額が国の第2次補正予算により追加交付されることとなったため、247万9,000円を増額するものであります。

分担金及び負担金につきましては、事業費の確定により農業施設工事受益者の分担金を52万2,000円、使用料及び手数料につきましては、見込み額の精査により戸籍住民票等交付手数料を61万5,000円、それぞれ減額するものであります。

国庫支出金でございますが、土木費国庫補助金につきましては、事業費の確定により合わせて1,329万4,000円を減額するもので、教育費国庫補助金の冷房施設対応臨時特例交付金につきましては、さきの定例会においてご議決をいただいたところであります。本年2月1日付の交付決定を受け、今回減額計上とするものであります。減額の要因でございますが、補助対象が普通教室のみとなり、当初予定をしておりました職員室等が補助対象外となったこと、また補助基準単価が設定されたことにより、当初見込み額から2,116万7,000円の減額となるもので、これに伴い歳出でご説明申し上げますが、事業の見直しを図ったところであります。

同じく、教育費国庫補助金の伝統的建造物群大内宿保存整備事業国庫補助金につきましては、事業費の確定により446万円を減額するものであります。

県支出金の県補助金及び委託金につきましては、事業費の確定によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、今後の見込み額を精査し、85万円を増額するもので、繰入金の基金繰入金につきましては、事業費等の確定により合わせて1億1,410万円を減額するものであります。

諸収入、雑入の相互人事交流職員人件費につきましては、福島県との相互人事交流でございますが、交流職員の給与は派遣団体が支給し、受け入れ団体は派遣団体から支給した給与の額を負担金として派遣団体に納付することとされており、誠に残念なことであります。本町からの派遣職員の急逝により、本町が県から受ける負担金を減額するもので、県振興協会交付金、在京下郷の集い参加料、木造住宅耐震診断者派遣事業負担金及び道の駅水道管移設補償金につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ補正計上するものであります。

町債につきましては、南会津広域消防庁舎建設事業に係る事業計画の変更等により負

担金が減額となることから、緊急防災・減災事業債を8,310万円減額し、冷房設備対応臨時特例交付金事業につきましては、先ほどご説明を申し上げました交付金の減額を受け、地方負担分の財源措置として学校教育施設等整備事業債を1,120万円増額するものであります。

歳出の主なものでございますが、初めに給与、手当、共済費等の人件費につきましては、見込み額を精査し、減額計上するものであります。

総務費関係でございますが、文書広報費、ホームページ維持管理委託料につきましては、事業費の確定により76万円を減額するもので、企画費では地域おこし協力隊に係る所要額を今後の見込み額を精査し、報酬、共済費、需用費、負担金を合わせて623万4,000円を減額し、歴史まちづくり委託料につきましては、当初委託による計画策定を予定していたところではありますが、本計画の策定には複数年度を要するなどから、本年度の予算は減額し、次年度以降委託の要否も含め検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、企画費では、見込み額の精査により住宅用太陽光発電システム設置費補助金を120万円、企業支援事業補助金を450万円それぞれ減額するものであります。

諸費では、事業完了に伴い、自治功労表彰に係る報償費、需用費、役務費に合わせて109万8,000円を減額し、南会津広域市町村圏組合負担金につきましては、歳入でご説明申し上げましたが、新消防庁舎建設事業に係る事業計画等の変更による負担金が1,260万6,000円を減額となるもので、教育施設整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため1,000万円の積み立てを増額するもので、ふるさと創生事業費につきましては、在京下郷の集いの事業完了に伴い、合わせて40万3,000円を減額し、ふるさと応援基金積立金につきましては、歳入でご説明を申し上げましたとおり、積立金を85万円増額するものであります。

戸籍住民基本台帳費につきましては、歳入でご説明申し上げました戸籍住民票等交付手数料の減額計上に伴う財源内訳の補正を行うもので、福島県知事選挙費につきましては、事業完了に伴い234万7,000円を減額するものであります。

民生費関係でございますが、老人福祉費では、事業費の確定により委託料を120万1,000円減額し、児童福祉総務費の扶助費につきましては、見込み額の精査により26万円の増額をお願いするものであります。

衛生費関係でございますが、環境衛生費の生活環境施設整備基金積立金につきましては、1,000万円の積み立てを増額するもので、清掃総務費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、見込み額の精査により482万7,000円を減額するものであります。

農林水産業費関係でございますが、事業費の確定見込み額の精査等により、農業振興費、農地費、国土調査費を合わせた農業費を818万円、治山林道費、造林事業費、観音沼施設管理費を合わせた林業費を178万8,000円それぞれ減額するものであります。

商工費関係でございますが、こちらも事業費の確定見込み額の精査等により、商工振興費では賃金、負担金補助及び交付金を合わせて222万9,000円、観光費では賃金、需用費、委託料、工事請負費合わせて194万6,000円それぞれ減額するものであります。

土木費関係でございますが、同じく事業費の確定等により予算の整理を行うもので、

道路新設改良費では委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金を合わせて877万9,000円を減額し、橋梁維持費につきましては委託料、工事請負費をそれぞれ減額し、橋梁整備基金積立金の増額と合わせ49万5,000円を減額するものであります。

また、住宅管理費、住宅建設費合わせた住宅費では、301万5,000円を減額するものであります。

消防費関係でございますが、南会津地方広域市町村圏組合負担金につきましては、新消防庁舎建設事業に係る事業計画等の変更により、負担金が9,680万5,000円を減額となるものであります。

教育費関係でございますが、歳入でご説明申し上げました冷房施設対応臨時特例交付金の減額を受け、平成30年度においては補助対象となる普通教室を優先し、エアコンの整備を図るため、小学校費につきましては682万7,000円、中学校費につきましては315万2,000円、それぞれ工事請負費を減額するものであります。

中学校費の教育振興費では、見込み額の精査により賃金を64万8,000円、負担金補助及び交付金を77万1,000円それぞれ減額するものであります。

社会教育総務費の報償費14万1,000円、文化財保護費の賃金9万7,000円、文化財整備費の旅費65万円、負担金補助及び交付金670万4,000円につきましては、事業費の確定によりそれぞれ減額するもので、町並み展示館費につきましては、国庫補助金の額の確定に伴い財源内訳の補正を行うものであります。

町民体育館費の賃金につきましては、見込み額の精査により60万7,000円を減額するもので、予備費により収支の調整を図るものであります。

次に、繰越明許費でございますが、道の駅給水本管布設事業、道路新設改良事業（町道沼尾1号線）、小学校費、冷房設備対応臨時特例交付金事業、中学校費、冷房設備対応臨時特例交付金事業の4事業につきましては、事業の進捗状況等によりその完了が翌年度にわたる見込みとなったため繰越明許費を設定し、平成31年度に繰り越すものであります。

議案第37号から議案第42号までの6議案につきましては、当初予算でございます。

議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算でございますが、先ほど申し上げましたが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,700万円とするものであります。前年度当初予算と比較しますと1.1%、5,000万円の減額となっております。その概要を前年度当初予算と比較し、ご説明を申し上げます。

歳入でございますが、町税につきましては10億1,718万9,000円を計上し、前年度と比較しますと固定資産税の減収見込みなどにより1.5%、1,521万3,000円の減額となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税合わせて15億8,000万円を見込み、前年度と比較しますと1.3%、2,000万円の減額となっております。

国庫支出金につきましては4億281万9,000円を計上し、前年度と比較しますと防災安全交付金事業国庫補助金、公営住宅建替事業国庫補助金の増により37.6%、1億1,016万3,000円の増額となっております。

県支出金につきましては2億4,764万5,000円を計上し、前年度と比較しますと福島県無線システム復旧事業支援費補助金、森林環境交付金（重点枠）、県単林道事業補助金の事業完了などにより14.3%、4,124万円の減額となっております。

財産収入でございますが、前年度と比較しますと92.1%、7,028万6,000円の減の602万7,000円を計上しております。これは、会津ふるさと市町村圏協議会の解散に伴う返還金を前年度は計上していたところによるものであります。

繰入金につきましては、全体で5億6,266万2,000円を計上し、前年度と比較しますと10.9%、6,864万円の減額となっており、教育施設整備基金、橋梁整備基金などからの繰入金は増加したものの、財政調整基金からの繰り入れは抑制を図ったことから、基金繰入金としましては5億6,170万円を計上し、前年度と比較しますと10.7%、6,720万円の減額となっております。

繰越金につきましては、昨年と同額の6,000万円を計上しております。

町債につきましては4億3,440万円を計上し、前年度と比較しますと、公営住宅建てかえ事業に係る地方負担分として公営住宅建設事業債を措置したことにより18.8%、6,810万円の増額となっております。

次に、歳出でございますが、人件費については7億8,428万4,000円を計上し、前年度と比較しますと4.9%、4,069万1,000円の減額となっております。

維持補修費につきましては9,690万8,000円を計上し、前年度と比較しますと老人福祉センター施設修繕料、コミュニティーセンター施設修繕料の減額などにより17.6%、2,067万9,000円の減額となっております。

補助費等につきましては10億5,591万7,000円を計上し、前年度と比較しますと南会津地方広域市町村圏組合負担金、森林環境交付金事業（重点枠）の減額などにより5.9%、6,613万7,000円の減額となっております。

なお、南会津地方広域市町村圏組合負担金でございますが、新消防庁舎建設事業につきましては、汚染土壌の関係などからその進捗が大幅におくれ、年度間の事業費配分全体計画の見直しが行われたところであり、現在変更後の計画に沿って事業が進められているところでありますが、本年10月には新消防庁舎緊急車両車庫の完成が予定されており、新庁舎完成後に旧庁舎のアスベスト除去、解体を行い、訓練棟、一般車両車庫棟につきましては、平成32年12月には竣工予定となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

普通建設事業費につきましては8億4,841万8,000円を計上し、前年度と比較しますと湯野上橋橋梁補修工事、公営住宅建てかえ工事の増額などにより13.3%、9,942万4,000円の増額となっております。

なお、公営住宅建てかえ工事につきましては、現在の町営住宅入居状況や今後予想される事業を勘案し、木造2階建てから木造平屋建てに計画を変更し、その事業費を計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

公債費につきましては4億2,764万8,000円を計上し、前年度と比較しますと臨時財政対策債の返還などにより3.5%、1,447万1,000円の増額となっております。

繰出金につきましては、各特別会計への繰出金でございますが、3億5,456万7,000円を計上し、前年度と比較しますと2.8%、1,010万3,000円の減額となっております。

議案第38号 平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,529万円とするものであります。前年度当初予算と比較しますと1.5%、1,250万8,000円の減額となっております。

議案第39号 平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,569万2,000円とするものであります。前年度当初予算と比較しますと1.9%、148万6,000円の減額となっております。

議案第40号 平成31年度下郷町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,948万1,000円とするものであります。前年度当初予算と比較しますと0.8%、743万5,000円の減額となっております。

議案第42号 平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,694万円とするものであります。前年度当初予算と比較しますと0.3%、66万3,000円の減額となっております。

議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,621万7,000円とするものであります。前年度当初予算と比較しますと10.3%、300万円の減額となっております。

以上、議案42件の概要についてご説明を申し上げました。慎重なる審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまより休憩します。（午前11時04分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前11時15分）

日程第4 請願・陳情

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を産業厚生常任委員会に、会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（佐藤盛雄君） 日程第5、議案提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会の選任について、議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算、議案第38号 平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第39号 平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第40号 平成31年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第41号 平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算、休会の件の8件を去る3月7日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長 (佐藤盛雄君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (佐藤盛雄君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

○議長 (佐藤盛雄君) 追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題とします。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く議員全員を選任することに決定しました。

暫時休議し、予算特別委員会の構成等をご協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々は302会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。(午前11時21分)

○議長 (佐藤盛雄君) 再開いたします。(午前11時33分)

予算特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告をいたします。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長 (渡部清一君) それでは、報告いたします。

予算特別委員会委員長に湯田健二君、副委員長に小椋淑孝君が選出されましたことをご報告申し上げます。

○議長 (佐藤盛雄君) 予算特別委員会の構成は、さよう決定しました。

追加日程第2 議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第38号 平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第39号 平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第40号 平成31年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第41号 平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

追加日程第7 議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長 (佐藤盛雄君) この際、追加日程第2、議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算から追加日程第7、議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予

算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認め、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算から議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算から議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

追加日程第8 休会の件

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。3月12日及び13日は議案思考のため、3月16日は土曜日のため、3月17日は日曜日のため、3月18及び19日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月13日、3月16日から3月19日までの合わせて6日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は3月14日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤盛雄君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。(午前11時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成31年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成31年3月11日			
本会議の会期	平成31年3月11日から3月20日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成31年3月14日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	散会	平成31年3月14日	午後1時55分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田健二	10番 山名田久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 室井 哲	税務課長兼会計管理者 星 健一
	町民課長 渡部 善一	参事兼健康福祉課長 星 修二	産業課長 玉川 武之	建設課長 渡部 芳夫
	教育委員会教育長 星 敏恵	教育次長 只浦 孝行	代表監査委員 渡部 正晴	農業委員会事務局長 渡部 浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部 清一	書記 室井 徳人	書記 芳賀 和也	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成31年第1回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成31年3月14日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第1 請願・陳情

委員会報告

（産業厚生常任委員会）

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

追加日程第2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） おはようございます。5番、湯田純朗、一般質問をさせていただきます。

道の駅しもごうの横領、着服疑惑のその後の調査についてお尋ねいたします。昨年12月定例会において、下郷町地域振興株式会社（道の駅しもごう）の着服、横領疑惑についてご質問をさせていただきました。そのときの町長のご答弁は、「今後調査機関を設置し、厳正に調査をし、弁護士とも相談しながら対応してまいります。また、その調査は外部の方を招いて調査を行います」とご答弁をいただきました。先日3月11日の平成31年度第1回議会定例会の町長の施政方針の中で、道の駅の事件について項目が多過ぎて、慎重に進めるという説明がありました。

そこで、何点か質問させていただきます。12月定例議会以降、その調査機関をいつ、どのようなメンバーで設置したのか、調査されるに当たり、誰が何人でされたのか、調査内容はいつからどのような項目で調査されたのか、ご答弁をお願いいたします。

「財界ふくしま」2月号の記事の内容を見ますと、「社長である町長の責任も重いと思われませんが」と記載されておりました。これにつきまして町長はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

それから、当時の駅長、佐藤仁夫氏、下郷町地域振興株式会社の監査役の星乃井有限会社社長、星平善氏、原木税理事務所所長、原木昇氏の責任も当然出てくると思われますが、町長の見解をお尋ね申し上げます。

最後に、農産物直売所で販売されている農産物について中心的に運営している道の駅しもごうの出荷組合についてお尋ねいたします。この施設での販売から生産までの一連のシステムがどのようなになっているのか、またこの農家の生産物の売り上げがこの事件の被害に遭っていないのかどうか、丁重なるご答弁をお願い申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

道の駅しもごうの横領、着服疑惑のその後の調査経過についてでございますが、初めに道の駅しもごうの疑惑報道につきましては、議員の皆様を初め、町民の皆様方にご心

配をおかけしていることに対し、深くおわびを申し上げます。道の駅しもごうの調査経過については、今定例会初日、提案理由においてお話ししましたが、昨年12月4日に臨時株主総会を開き、疑惑に対する調査について了承いただき、現在調査を行っているところであります。なお、調査については確実に、そして慎重に進めなければならないと考えております。このような中で、調査の進捗状況であります。調査項目が多岐にわたっていること、聞き取りや購入明細、在庫の確認に時間を要していることなどから、現在のところ調査が完了していない状況であります。調査結果においてこのような事実があったのか、なかったのか判断されますので、その時点で株主の皆さんなどと協議をしながら厳正に対処する考えでありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご質問の調査機関のメンバー、調査項目などの質問につきましては、下郷町地域振興株式会社の調査となっておりますので、答弁を控えさせていただきます。

さらに、社長、前駅長などの責任についての質問についても調査結果によって判断されますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目の道の駅しもごうの出荷組合でございますが、まず道の駅しもごうの農産物出荷組合につきましては、平成21年4月27日の道の駅オープン以来、出荷組合を設立していただき、きょうまで下郷町農産物の販売拠点として活動いただいております。また、平成24年4月28日には、道の駅に隣接した農産物直売所が新たにオープンし、現在はこの直売所で販売を行っております。会員数は、個人会員と団体会員合わせて81名でございます。農産物出荷組合の事務局はJA会津よつば下郷営農経済センターで担当しております。平成30年4月から12月の年間販売額につきましては3,180万円であり、前年度比較60万円の増となっております。

販売につきまして、会員の生産農家の皆様に農産物直売所のオープン前に農産物の納品をしていただき、販売品については農産物直売所のレジ、POSシステムという管理システムを通り、各生産者ごとに数量を管理し、精算をしている内容でございます。具体的には、各生産者の日々の売り上げを月末に締め、翌月の10日支払いとなっております。支払いについては、道の駅の直売所の手数料を15%差し引いた上、JA会津よつば下郷支店に売上金として一括入金し、事務局であるJAさんがJA分の手数料を3%引いた後、各生産者の口座へそれぞれ個別に入金する流れとなっております。なお、売上明細につきましては、農産物直売所内のレジの裏の指定の場所に毎月農家さんごとの販売明細が入った封筒が置かれ、自分のものをそれぞれ持っていくというシステムとなっております。

また、農産物の売り上げにつきましては、このたびの道の駅の案件と関連についてJA会津よつば下郷営農経済センターへの問い合わせをしましたが、農産物出荷組合では各農家からの生産内容での問い合わせや不明等の指摘はないと回答を得ておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 前後しますが、今のJAの直売所関係、POSシステムですが、これでやられているということで、私もそのほうが、そちらのほうがやっぱり被害があるのかなと思って心配して質問したわけですから、今町長からそのようなシステム内容をお聞きしまして安心しました。

ただ、これも私も確認しましたらば、POSシステムにより引き出されたデータが即農協へ行くと、それが個人データで誰が何ぼということで行って、それを今度農協さんが口座に振り込んでいくということで、その前段の売り上げが何ぼ云々というのは、それは不正云々というのは、そこはわかりませんということでしたので、そこら辺も一応は今の答弁でそれは私信用するしかないと思いますけれども、ちょっと私昨年申し上げましたが、この会社というのは、当然どこの全国の道の駅でもどこでも町が出資している、ほとんど。出資金の大半ほとんど、大半という以上に町の出資金ですので、やっぱり早く解明していただいてやらないと、私悪い表現で言うと、ずるずる、ずるずるって、何とか過ぎれば云々ということではなくて、やっぱり、難しいと思いますけれども、私そのシステム、POSシステムですか、これはレジとパソコンが全部つながっていると、こういうような、私それもお聞きしました。だから、なかなかどこでどういうふうな不正が生じたのか、俗に言う新聞紙上で記載されている700万円という数字はどこから出たのか、その根拠ももし、逆に正直言って誰がどのようにその数字を出したのか私も疑問で、なかなかもう不思議なくらいなのですけれども、だからどれを信じていいのか、信じて悪いのか、ああいう雑誌に出た以上は何か根拠があって出したのでしょうかけれども、そこら辺の解明もしっかりやっていただかないとだめではないのかなと思います。レジの操作なのですか、多分、結果的には。農産物のほうは、それは別にレジから通ったもの全部POSシステムで打っていかれるということだったので、ただ町長が今言う時間がかかると、いろんな項目が多過ぎてかかるという点につきましては、これはPOSシステム、今はそれをあそこの道の駅でお買い上げになったのか、リースなのかわかりませんが、それを見ると勘定項目ごとに簡単に出てくるというふうなシステムではないのかなと私は思っているのです、そのPOSシステムというのは。だから、そんなにパソコンで誰が頼まれて見てわかるような問題ではない、ただ勘定項目ごとにぱっと出せるということなのです。そうしますと、そんなに時間かからないでどこがどういう部分が不正があったのかということを確認できると思うのです。私もパソコンには、コンピューターには詳しくはございませんが、そこら辺、その業者にもう一度問い合わせてやるなりなんかしてやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、ちょっと私確認しに行ったらたまたまいなかったのですが、2月中に水門の星利吉氏が道の駅に行っているいろいろ調査していたというふうな話聞いたのですが、それはどのような調査で誰が、当然道の駅の社長である町長が指名してやったのでしょうか、その結果はどうなっているのか、それでその結果が非常に多目にわたり、難しいという判断に至ったのか、そこら辺の状況をちょっともしわかればお聞きしたいと思います。

それから、先ほど今町長の答弁でありましたが、監査役、前駅長の責任とか、これは判明すれば当然そういうこともあるというらしいようなご答弁いただきましたが、昔はただ監査役でも何でも判こを押せばいいというふうな不十分な監査でも、押せばよかったのですけれども、今の世の中、不十分な監査では監査役が問われるケースというのはいっぱいあるのです。まず、取締役の責任が一番だと思いますが、これは株主から直接経営を委託されているのは取締役以上、当然会社のリスクも取締役が担うことになるわけです。監査役は職務であります。会社法上、監査役は取締役の職務執行を監査することと、こう会社法で380条1項に記載されているのです。監査役は、取締役会において必要に応じて意見を陳述することを義務づけておきますと、こういうふうには、これも会社法383条の1項にあるのですけれども、2月27日、町長、株主総会が行われたというふうには私は聞き及んでいるのですけれども、そのときにその監査役はどのような発言をしたのか、そこら辺もちょっと教えていただけませんか、簡単で結構ですから。やっぱり監査役も、私何度も申し上げますけれども、会社役員の一員でありますから、取締役と同等の任務懈怠という責任があると思います。

ですから、あとさっきの話に臆測で物を申しますが、700万円という記載額がありますけれども、これが例えば本人が返せないと、結果的には700万円穴あいているわけですから、どこがどういうふうになって穴あいたかわかりませんが、その穴を見つけるのも容易ではないと思いますけれども、そうした場合にこの損失は、町が交付金で出資してつくった会社ですから、当然社長以下役員全員がその損害賠償を補うのかなと、普通はそうなるのです。そこら辺はやっぱりどういうふうには、まだ何も判断、結果出ていませんので、ただ会社として考え方がどういうふうになるのか、私はそこら辺を含めてしっかりとやらないと、「財界ふくしま」11月中旬の発行からもう4カ月たっていますから、今ごろ多岐にわたり問題がいっぱいあるという話ではない話ですから、私12月に質問していますので、当然1月、2月、3月になりますから、せめて調査の結果はわからなくても、その調査委員会を立ち上げてやるのが筋だったのかなというふうには私は、多分まだやっていないのしょうから、それもしないでただ時間かかる、かかると言って、早目に着手しないでは、その社長である町長が何なのかと、私はそういうふうには、質問でお答えいただいたそれも素直にやっていただければ大変、今ごろはちょっと大体半分ぐらいはどんな状況になったのかという、出てくると私は期待をしていました。正直言って残念でございます。

最後に、ちょっと申しておきたいのですけれども、私その家族に2回ほどお会いしました、お宅にお邪魔して。ある病院に入院しているというふうな話も聞きました。でも、本人はやっぱりその数字はわからないと、やっていないと、こういうふうなことでしたので、そこら辺が、そこら辺のすり合わせというのですか、その事情聴取も多分していないはずですから、何を根拠に、何をどのように調査するのかという、そこら辺の的が絞りづらいと思います。やっぱり本人にも会って、いろんな事情を聴取して、それからでないとなかなか雲をつかむような話で、またこれから半年もかかるのかなと思います。

それから、記事にもありましたけれども、道の駅のカード2枚、これはどのようにな

っているのですか。多分初代の駅長のときには、そのカードはなかったはずですが。2代目の佐藤仁夫氏が駅長になったときに2つのカードができたということなのでしょうから、もっと本気でやるとなれば、今回の議会の会期延長してでも、当分調査委員会を設置して、本当はそういうふうになると思うのです、議会の姿勢として。私は、そのように本当はやっていただきたいのですけれども、きょうは一般質問なので、そこら辺でやめますけれども、そこら辺のもう一度臆測で今後取締役会がどういうふうな責任を負うのか、そこら辺も含めて町長の覚悟をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの5番、湯田純朗議員の再質問についてお答えしますけれども、先ほど第1回目の答弁も申し上げましたけれども、ただいまその臨時株主総会で了解を得た調査を今実施、進めているところでございます。ですから、その調査については調査項目が多岐にわたっていること、聞き取りや購入明細、在庫の確認に時間を要していることから、現在のところは調査完了していないと。当然聞き取り調査もやるべきでございますが、社員は入院をしております。入院届を出しておりますので、そういう観点から聞き取り調査、それから購入明細につきましても各種物がありまして、その明細の購入と会社における物の必要性があったのかどうか、その在庫の確認にも時間がかかります。これは、いずれにしても中立公正にしなければならないと考えておりますので、その点をご理解願いたいと思います。

なお、調査機関のメンバー、項目の質問につきましても同じでございますが、やはり現在は下郷町地域振興株式会社の調査となっておりますので、答弁を控えさせていただきたいと、それからさらに社長、前駅長などの責任についてもその結果によって判断されますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

星利吉氏の関係でございますが、利吉氏については、道の駅の規則等が不足している要件がありました、項目。ですから、その不足分の項目を利吉氏のお力をかりて整理したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 結果的にはまだ調査委員会を立ち上げていないと、株主、会社側の調査だけと、こういうことではありますが、私が町長にお願いしたいのは、答弁したならちゃんと、時間もかかるのでしようけれども、しっかりとしたやっぱり答弁のとおりにやっていただきたいと思います。そうではないと、何か町会議員さんが幾ら質問しても二本棒になってしまいますので、ただ私が一人で騒いでいる、ほえていただけになってしまいますから、そこら辺も、質問をしている私の立場も考えてひとつ進めてください。

それから、最後になりますが、町長、道の駅のカードの件ですけれども、もう使ってしまったことは仕方ないと思いますけれども、そのカードというのは必要なのですか。普通の会社では、カードというのはそうはあまり必要ない、個人的には私もカードはい

っぱい持っていますけれども、会社としてカードというのは私もあまり聞いたことがないのです。それも自由に持って歩いて使うということ自体が私は、役場がたまにコメリとか何かで買った場合とか、それはありますけれども、株式会社でカードというのは、果たしてそれは必要なのかなと、そこら辺だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。あとは結構です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変5番、湯田純朗議員の質問については私も同感だと感じておりますが、やっぱり町長として、そして社長としての責任は当然ございます。ですから、中立公正に判断をしなければならぬと私は思っています。また、当然議員もご承知だと思いますけれども、やはり町の一般事務の関係ですと、これは私もそれなりの責任を持って答弁することもできます。しかし、現在町長でありながら社長でありますから、そこは慎重に、社員も元社員も、やっぱりその辺は人権的な守りもしなければならぬ。これ例えばそれが結果的にどういうものになってしまったかということはまだ調査していますから、その点はまだ判断申し上げませんが、その人権も守らなければならぬと、一生の問題になります。ですから、その辺も考えながら、今議場の中では社長でなく、町長の立場で答弁していますので、その辺はご理解願いたいと思います。

なお、カードの件につきましてもその調査対象でございます。カードで幾らを支出したのか、しないのか、それが会社のためになっているものなのか、ならないものか、その裏づけ調査がやはり必要だと思います。中立公正に判断するにはそれが必要ですので、ご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

（何事か声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れありませんか。

○5番（湯田純朗君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

次に、1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も質問させていただきます。なお、今回4項目ほどでありまして、1つ目に大内宿入り口改良工事及び信号機について、2つ目に職員の事務処理不正について、3つ目に倉楢堰入り口の改良見込みについて、4つ目に外国人就労について、この4点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1番目、大内宿入り口の交差点改良工事及び信号機設置について。大内宿入り口の小野下交差点改良工事事業説明会が平成31年2月13日に開催され、小野区民の皆さんに福島県南会津建設事務所より改良計画の概要、今後の現地調査、大まかな今後の予定が説明されたとお聞きしましたが、町では改良工事についてどの程度把握しているのかをお尋ねいたします。

2番目、職員の不適切な事務会計処理について。南会津郡内の町で不適切な事務会計

処理を繰り返したと懲戒処分を下したという記事を新聞で目にいたしました。本町においても他人事ではないと思います。職員のモラル、不正行為の防止などの対策はどのように行っているのかを伺いたいと思います。

3番目、倉檜堰の入り口の改良見込みについて。私は、以前倉檜堰の水を命の水だと説明をし、堰の入り口の改良工事を強く要望いたしました。その後の事業については何か行われたのか、行われたのであればその概要を伺いたいと思います。また、今年も水不足が予想されるが、その対策はあるのかお尋ねいたします。

4番目、外国人就労について。4月に施行される改正出入国管理法では、介護、外食産業、建設など14業種で、国では5年間で最大34万5,150人の受け入れる計画があるようでございます。この法案を本町でも積極的に受け入れていくのか、当局の考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の大内入り口の交差点改良工事及び信号機設置についてでございますが、このご質問どおり、去る2月13日の午後3時にこの集会所において、南会津建設事務所道路課主催による交差点改良の計画説明会が実施されております。説明会には地区住民13名が出席し、町建設課職員2名も同席しております。

計画内容につきましては、現在国道121号と県道湯野上会津高田線との交差点を会津若松市側へ約80メートル移動し、会津若松市から南会津町方面の国道に右折車線が設置される予定であり、また県道湯野上会津高田線は緩やかなS字カーブとなり、右折車線が設置され、勾配を緩やかにする内容案として示されました。最終案ではないとのことであります。

今後の予定にいたしましては、平成31年度に現地測量、地質調査、土地の境界確認、詳細設計を行い、再度説明会の予定をしております。平成32年度は物件調査、一部用地買収を行い、平成34年までに用地補償まで完了させたい計画の説明内容であります。今後町といたしましても、国道121号改良促進期成同盟会及び桧和田・市野・氷玉峠県道改良促進期成同盟会をもって事業の早期完成を力強く要望活動してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、大きな2点目の職員の不適切な事務会計処理についてでございますが、本町での職員のモラル、不正行為の防止などの対策については、サービスの原則として職員は法令、条例、規則、その他規程及び上司の職務上の命令に従い、町民全体の奉仕者として、公共の利益のためにその職務を民主的かつ能率的に遂行しなければなりません。また、町長の統轄のもと、相互に連絡協調し、行政機能の発揮に努めなければならないとしており、特に新規採用職員につきましては、辞令交付後、地方公務員のサービスに関する規程について、サービスの根本基準、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、

営利企業等への従事制限、禁止を行い、職員に全体の奉仕者としての誠実かつ公正に職務を遂行することを宣言させ、宣言書に署名をしてから服務に従事させております。また、全職員に対してふくしま自治研修センター、庁内研修等の研修のほか、職員の綱紀の保持及び服務規律等について、課長会議等を通じ、周知の徹底を図っているところでございます。今後とも綱紀の肅正、保持及び服務規程の徹底を厳守し、公務に対する信用失墜行為のないように努めてまいります。

次に、大きな3点目の倉檜堰の入り口の改良見込みについてでございますが、倉檜堰改良促進協議会において、昨年11月20日に国の河川アドバイザーを務められ、河川工学や河川予防対策の専門家でもある日本大学工学部土木工学科上席研究員の長林久夫名誉教授をお招きして、倉檜堰改良促進協議会役員9名、堰世話人6名、南会津建設事務所管理課長、河川砂防課長、南会津農林事務所農村整備課長、南会津町農林課長、農林土木係長、国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所長、町4名により、堰改修に向けて現地検討会及び倉村集会所での意見交換会を開催しました。その中で、長林教授により堰改修に向けての専門的な内容もございましたが、長期的な課題と短期的な課題対応の2つについて提言をいただいております。

長期的な課題の対応としましては、現在の堰の帯工を対岸まで接続し、4年から5年にかけて自然に土砂が堆積することにより河川の流れが変わり、堰止水が容易になるものと見込まれることであります。ただ、帯工接続においては対岸の長野地区の理解を得ることが必要であり、理解を得るためには、例えばここまでの水位が高くなっても堤防を溢水しないような事業計画をして工事を進める必要があるということでありました。

短期的な課題対応としましては、長期的な課題を実施した場合に土砂の堆積、水量の安定など、堰止水が容易になるまでの期間において、現在土砂盛り土による堰上流から止水方法の継続が必要となるということでもありました。ただ、現在の止水方法の継続に当たり、河川砂防、災害発生の観点からも止水箇所付近の河川状況のデータを整理した上で適切な止水方法を検討し、最も効率的な方法を検討、実施していかなければならないということでありました。

次年度については、これらの課題解消に向けた取り組みを長林教授を初めとした関係機関や地元住民の皆様とともに協議し、進めていきたいと考えております。あわせて、国、県に対しては本止水堰付近を含む河川改修につきましても引き続き継続して要望していく考えでありますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、本年の水不足が予想される中で対応でございますが、議員もご心配のとおり、この冬はこれまでにない暖冬により、積雪が例年より少なく、昨年同様の水不足が懸念されるところであります。当面の倉檜堰の対応といたしまして、次年度につきましても給水ポンプ等を設置し、必要な水量の確保に努めたいと考えており、予算に計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、大きな4点目の外国人就労についてでございますが、議員質問のとおり、さきの平成30年12月、197回国会におきまして、外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法等が一部改正され、公布され、4月より施行される予定になっております。国は、

これまでの外国人就労については、大学教授、弁護士、エンジニア、経営者などの高度に専門な職業のみ就労目的の外国人を受け入れてきました。いわゆる技能実習生や留学生は、就労を前提としておりませんので、これに含まれておりませんでした。4月から改正される出入国管理法では、新たな外国人を受け入れる在留資格として特定技能1号と特定技能2号を創設、受け入れ枠を拡大し、日本全体の労働力不足、人手不足に対応しようとするものです。特定技能1号につきましては、相当程度知識または経験を要する技能を持ち、最長5年の技能実習を修了するか、技能と日本語能力試験に合格すれば得られることとなっております。在留期間は5年間、国では農業や介護などの14業種で受け入れを想定し、5年間で34万5,000人程度の計画をしております。さらに、高度な熟練した技能を持ち、高度な試験に合格した特定技能2号につきましては、1年から3年ごとの期間更新が認められ、審査を通過すれば長期就労、永住権の取得も認められることとなっております。国では、この4月よりまず特定技能1号の介護、宿泊、外食産業の職種について受け入れの申請を進めていくこととしております。いずれにしましても、国が新たに始める制度でございますので、町でも内容などを精査、研究し、企業誘致や雇用機会の創出などの対策とあわせ、今後検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 再質問させていただきます。

まず、第1点目の大内宿入り口の改良工事及び信号機についてでございますけれども、ただいまの答弁の中で、今年から地質調査並びに潰れるところの測量をするということ、一歩前進かなと思っております。

そこで、7年前に私、信号機について質問いたしました。あの当時、生活安全課の課長さんか、信号機の設置無理と言われまして、それで私含め4人で南会津警察署に行き、要望いたしました。その結果、今ついている青色点滅の機械設置してありますけれども、そのおかげで事故減少になっております。そこで、あれから生活安全課のほうでは、信号機設置に向けて要望活動を行ってきたのかどうかお尋ねいたします。

それから、大内の入り口、下郷町の観光地ではなく、福島県を代表する観光地になっていると思います。そこで、商工観光課のほうでは改良工事に向けて要望活動などを行っているのか、それをお尋ねいたします。

それから、町長さんにお尋ねいたします。小野地区の皆さんが今後土地が潰れ、そしてうちが壊され、いなくなってしまう。そこら辺の対応はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

それから、2番目の職員の不正事務会計処理についてでございますけれども、先ほどの答弁の中で防止策を講じていると聞いております。しかし、職員が1回の不正でやった場合にはこういった処罰、2回目ではこういった処罰、その内容規程があれば教えていただきたいと思っております。

それから、私区長時代にこういった話がありました。あの当時、平成7年に国体がありました。そこで職員が不正事務会計処理をしたと聞いております。あの当時町長さんも役場職員だったので、その内容をわかれば教えていただきたいと思います。

それから、3番目の倉檜堰の入り口の改良の見込みについてでございますけれども、私も以前にこのことを一般質問する前に長野区長さん宅に2回ほど出向き、そこで言われたのは、お互いに要望していきましようと言われました。しかし、その区長さんがかわってしましまして、その話は聞いておりません。やはり本元となる長野地区に行って、そして私は要望活動を行えば、早期着工、早期完成間違いないと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

それから、最後の外国人就労についてでございますけれども、本町において今現在何人くらいの外国人がいるのか、それとも4月から何人くらいの外国人が本町で働くのか、働いた場合に住む場所、空き家などを借りる場合には、町の防災無線機並びに火災・煙感知器並びに火災・熱感知器などを貸し与えるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁の前に1番、星輝夫君に申し上げます。

通告にありました内容と違った内容の再質問をなされておりますので、今後は質問内容を要するに通告をしていただいて、それに対して答弁を求めるという形なものですので、今後その点は十分気をつけていただきたいと思っております。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員の再質問についてお答えしますが、まず国道121号線県道湯野上会津高田線の交差点の信号機を取りつけるについての要望活動と、警察署あるいは県等に要望活動をしているのかということでございますが、これはその都度申し上げてきたわけでございますが、要望活動はしているわけでございます。そういうことでご理解願います。今後とも工事が完成するまでは、まだまだ危険でございますから、その点はしっかりとやっていかなければならないと思っております。また、観光道路でもありますので、その道路の改良活動も、これは以前にも増して強力に進めていかなければならないと思っております。

その道路改良に伴う移転者の関係のことにつきましては、今後6次計画も今年度から検討されている内容ですから、移転者の関係については十分町民として残っていただくような方法で考えなければならぬと思っておりますので、ぜひとも議員にもご協力をお願いしたい。

それから、職員の懲戒関係の部分ですが、これは役場職員の関係については十分に、その職員の綱紀肅正に伴う以外に事件、事故が起こってきた場合は処分対象となりますので、その懲戒処分の内容に含まれるのか、含まれないのかによって判断されますので、その辺は十分慎重にやっていかなければならないと思っております。

それから、国体関係の関係でご質問されましたが、私も当時国体関係の国体室におり

ましたけれども、そのようなことについては記憶しておりません。

倉檜堰の関係につきましては、ようやく専門の先生、教授の長期的、短期的な判断もご教授いただきましたので、今後はその内容について、管理者である建設事務所、それから倉檜堰の農地のための取水口をどのようにしていただくのかということも含めて、これが対岸である長野区についてもこれからの仕事でございます。今までは、我々職員でも専門的な見解は示していただかれなかった。そういうことで、ちゃんとした教授にご指導願いましたので、これからは行動に移るということになるかと思っておりますので、その辺を十分踏まえながら長野区との協議を進めていきたいと思っております。

それから、本町における外国人就労につきましては、3名ほど短期の関係、以前の国の法律施行中の就労者として、3年間の短期実習生として3人来ております。

以上です。何か再質問で漏れがあったものについては、各担当課長から今回の点は答弁させます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 再々質問ではありません。

答弁、誠にありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時50分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前11時00分）

次に、8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、通告に基づき一般質問いたします。

大きく2つの件を質問いたします。まず初めに、農業法人の設立の件につきまして質問いたします。町長は、公約におきまして農業法人の必要性を訴え、その設立において予算化しまして、現在も進行中と聞いております。この町長の公約である農業法人について、改めて町長はどのような目的で農業法人の設立を目指すのかをお尋ねいたします。

次に、平成30年度はこの設立を検討する会を組織したとお聞きしましたが、どのような構成となっているのかお尋ねいたします。

次に、その会議の中でどのような話し合いがなされ、どのような意見が出たのかお尋ねいたします。

最後に、この今後の展開はどうなるのかをお尋ねいたします。

次に、今後の観光産業についての件をお尋ねいたします。観光産業というものは、裾野の広い産業であると言われております。他産業との結びつきをもっと深く、広くしなければならぬと思っております。

そこで、次の質問をいたします。農産物、林産物を道の駅、物産館、よらっしえで販売、それに対し手数料の助成をしております。販売数量は、増えているのかお尋ねいたします。

次に、塔のへつり、大内宿での下郷産の農産物、林産物の販売数量を把握しているの

かお尋ねいたします。

最後に、第6次町振興計画アンケートの回答では、ふるさと製品の開発、流通支援、積極的な情報提供、発信、メディアを活用したPR、この項目が重要だという回答が目立っております。そこで、農産物、林産物の6次化や観光産業との結びつきにより、他産業を元気にする施策が必要と思われれます。町では、今後どのように観光と他産業との結びつきを強めていくのか、どのように進めていくのかお尋ねいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

1点目の農業法人設立についてでございますが、町では現在少子高齢化が進んでおり、農業においても生産農家の高齢化、後継者不足による耕作地放棄の増加など、本町農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。町としても農業経営の安定化に向けた施策を展開しているところではございますが、社会情勢に対応した新しい発想で、農業を初めとする地域経済の活性化が必要となっております。このような中、本町の農業を下支えし、地域農業の振興、維持、発展に寄与することを主な目的として農業法人の設立を検討していきたいと、検討委員会の設置ご協力を関係各位にお願いしたところであります。具体的には、昨年12月3日に農業法人設立についての議論を深めるため、下郷町農業法人検討委員会を設立いたしました。検討委員会の構成につきましては、各公的機関、関係機関の役職の方々を中心に構成している委員会委員13名と、認定農業者や集落営農組織など、農業の現場により近いの方々を中心に構成している委員会幹事16名の2部構成となっております。

続いて、検討委員会の内容でございますが、昨年12月3日に委員会と幹事会の方々にお集まりをいただき、検討委員会設立の趣旨、町農業の現状と課題についての説明を行い、設置規約についてもご承認をいただいたところです。この1回の検討委員会後、先月2月20日に幹事会を開催し、構成員の各農業者の皆様から農業における現状や農業法人のあり方などについてさまざまなご意見をいただいております。幾つかのご意見などを申し上げますと、町出資法人であるので、確実に売れる特産品の開発、販売が必要。販売先は、ホテル、旅館などの直販も視野に入れるべき。田んぼが小さく、採算に合わないではないか。区画整理など規模拡大が必要。法人設立を急がず、基本構想、契約内容策定にじっくり時間をかけるべき。観光面でも農業の生産活動は重要である。町出資法人とはいえ、収支をよく考えないと経営は厳しい。冬期間の雇用について要検討すべき。先進地視察が必要。研修、そして見てきた情報共有が重要。企業採算と事業の公共性は相反する場合がある。慎重な協議が必要などでございました。

今後の展開につきましては、2月20日開催の幹事会で出されたご意見、課題をもとに、農業法人設立に当たり解決すべき課題及びその対応策と、各論において議論していきたいと考えております。引き続き委員会、幹事会の皆様からのご意見に真摯に耳を傾け、構成員の農業関係者の皆様方との合意形成を図りながら、農業法人設立の議論を深めて

まいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。なお、3月27日に第2回の幹事会を開催する予定となっております。

次に、大きな2点目の今後の観光産業でございますが、初めに町内の直売所での販売額についてでございますが、平成30年におきましては夏の高温、雨が少なかった影響で、例年と比較して出荷数はやや減少傾向でありましたが、販売額といたしましては、道の駅しもごう3,180万7,195円、十文字夢街道98万3,300円、お不動さま直売所611万7,650円、よらっしえ1,186万8,401円、はいとー137万8,150円、物産館1,745万280円となっており、平成29年と比較し、全体で約425万円程度伸びております。

また、塔のへつり、大内宿での農産物等の販売につきましては、季節の野菜、しみ大根、餅など、加工品も含め販売している店舗が幾つかございますが、個々のお店で販売しているため、販売数量の把握はしておりません。

また次に、6次化と観光産業の結びつきによる他産業との活性化についてでございますが、現在商工会による6次化商品の開発や、町観光公社において新たな着地型推進本部を設置し、着地型ツーリズム推進事業の推進、さらには観光資源の磨き上げ、農家での収穫体験事業や農家民泊の受け入れ体制の整備、100万年ウォークなど、地域の資源や人材、伝統などを活用した地域活性化事業を展開しているところでありますので、今後地域おこし協力隊、さらには農産物の生産者の皆さん、関連各事業者の皆さんとともに情報共有を図り、協力、連携しながら町産業全体の活性化に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、再質問いたします。

まず、農業法人の件でございますが、幹事会ではやるべきという意見と消極な意見と、両方出ているようでございます。慎重な意見というのですか、消極ではなくて慎重な意見というふうに訂正させていただきますが、確かに現状見まして、さらに10年後見ますと、現在田んぼ、水田等で働いている皆様の大半はもう耕作ができない年齢になってしまっているのかなというのが現状だろうかと思います。そして、新規に農家となるために新規参入する若手の人たちもほとんどいないという現状でございます。その中で農地を守るというのは、個人においてはなかなかもう難しい時期になっているとは思いますが、集落営農等やっているところもございますが、これもやはり新しい会員が入らなければなかなか後は続かなくなってしまうのではないかなというおそれもございまして、町長の目指す部分は理解できる場所もございます。

1つですが、経営形態等についての質問等はなかったのでしょうか。株式会社なのか、公社というのですか、そんな形になるのか、それとも、それとの中身、収入をどうするのか、そこまで設立の段階ですから、話はないのかもしれませんが、経営の形、会社の形としての話はなかったのかどうか、お尋ねいたします。

幹事会という実際に農業法人なり農業をやっている方が集まって検討されているとい

うことですが、今後年間何回ぐらいの予定で集まっていたら検討をしてもらうようになるのでしょうか。皆さん自分の経営というものもごございますから、そういったものも鑑みてやる必要があると思いますので、その辺も含めてお尋ねいたします。

3月27日ですか、次回集まるときには2月20日の意見を受けて対応策を考えるということですが、これ対応策を考えて検討していただくのか、次回の幹事会でこの対応策を諮るのかというのちょっと興味がありますので、どんな形でフィードバックというのですか、前回を受けて次の回に行くのかというのちょっと興味ありますので、そこら辺の委員会と幹事会の働きの違いも含めて、さらに詳しくお話し願えればと思います。

次に、2つ目の質問の再質問をいたします。やはり道の駅の売上げが一番多いというのが、改めて道の駅というのはすごく販売力があるのだなと思います。この農産物、直接加工せずに1次産品としての販売がメインですが、やはり農家の収益を考えますと、6次化をして、加工して販売ということで、手を加えて販売することで付加価値をつけ、手数料に負けない付加価値をつけなければならないわけです。この販売手数料という部分がどうしても農家にお願ひしないと、特に道の駅なり物産館などでは、この手数料収入によって経営が成り立っていくという部分がありますので、どうしても1次産品で手数料という、単価が低いのに、手数料は十数%、場合によっては、先ほどの道の駅の中身ではJAも3%取るというような手数料を取るというようなことにもなっております。そうなってきますと、1次産品ではやはり農家の利幅が少なくなってしまうというのは否めないのではないのかなと。積極的に加工、販売までをお手伝いするような施策をやはり今後続けていかないと、収入アップにはつながらないのではないかなと思うのですが、そこいら辺、商工会や公社等では着地型や、それからウォークなどで地元の集落の人との交流も含めての部分というのがあります、やはり加工所をつくるぐらいの気概を持った農家さん、経営者を育てるような形になれば、年齢的にそこまでできる人がなかなか少ないのであれば、やはり若い人にやってもらう、若い人に来てもらう、経験者に来てもらうという可能性も、そういった経験者に来てもらうということも必要になってくるのかなと。

そのことで、人材がいなければよそから引っ張ってくるというような可能性も今後出てくるのかなとありますが、やはりいろいろ検討する中で、6次化の中で町の人が消極的なアンケートの結果もごございます。その中で、やはり6次化というのは、原材料はできるわけですよね、実際売れているわけですから。それを加工する能力というのは、農産物を生産する能力とまた別個ですし、販売するという能力もまた別個です。3つそろっているという人はなかなかまれだろうと思いますので、そこいら辺やはり1人の農家、1つの団体にお任せするというのは今後難しくなってくるのではないかなと思います。そういった6次化で観光業と結びついて、お土産品として旅行客に買ってもらうというところまで、観光業というのの最終目的ですか、観光にてこ入れをする最終目的というのがやはりそういった町の産業の全体的な底上げという部分もあるのでありますので、そういった商品開発を含めて今後の展開、観光との結びつき、売れる商品、そういったものの開発をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員の再質問にお答えいたします。

まず、農業法人の設立において、幹事会等で経営の形、そういうものは出たのかどうかということですが、この経営の形の中身についてはただいまの第1回目の答弁の中には入っていませんでしたので、これは復命書をまた見なければならぬと思いますが、私が見ている限りでは、決裁した復命書の限りでは経営の形までの話は出ていなかったと、こう解釈しております。なお、その内容はもう一度再確認をしていきたいと思いません。

それから、3月27日に開催される幹事会については、前回の幹事会で出されたことも含め、また新たな考え方もございましょうから、そういうものを十分に真摯に受けとめながら、やはり会議を回数を重ねて、そして結論を急がず、そういうものにしてまとめていきたいなど。どうしても8番、謙喜議員も考えているとおり、やはり高齢者が多いわけですから、今後の農業経営については大変心配されております。その点も我々も設立委員会の方にも、幹事会の方にも十分にご理解をいただきながらご意見をいただきたいと思います、こう思います。

それから、2点目の今後の観光産業のことで、手数料関係でございしますが、やはり再生協議会に補助金を出しているわけですが、生産者に負担のかからないように、そして生産量が多くなるように願ってその手数料は出しているわけですが、そういう意味では頑張っていたきたいなど、こう思っております。

それから、1次産品を加工場だとか販売、それを観光産業につなげ、地域の活性化、産業の底上げをし、どうだということのご質問ですが、それは当然でございします。今までそうして頑張ってきた中身でございしますので、これも引き続き検討して、実現するようにやっていかなければ、販売商品の数や農産物の生産の量も増えてこない、こう私も考えておりますので、ぜひ議員の皆様方のご協力もひとつよろしく願います。

幹事会の回数関係ですが、30年度については3回ですけれども、31年度についてもぜひとも回数を増やしていただいて検討することを私も望んでいるところでございしますので、その辺はそのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 8番、猪股謙喜です。ありがとうございました。

農業法人、時間をかけて議論するということがございますが、町長の公約というのは任期4年間で達成するという部分があるのでしょうかから、多分任期中には何らかの形をとるのかなと思っております。これは、別にお答えされなくても結構でございます。公約というのはそういうものですから、多分任期中に何らかの結果を出されるのだらうと思っておりますが、いずれいろんな形で農業政策の中で地域を守るというのがやはりこの町の命題です。農業だけでなく地域を守る、その中で産業を守るというこ

とで、その形態の中で町長は農業法人によって耕作地を守るのだという形でやっていくのだなということですので、地域を守る、人を減らさない、増やすということにつながるような施策を今後とも考え、達成していただくようお願いいたします。農業法人に対しては再質問ございません。お願いでございます。

観光業でございますが、本当に観光業、大内宿を初め、下郷町では大変人が訪れるスポットが大変多くございます。ただ、やはり人は来るけれども、お金は落とさないという部分、今後、外国人の購買というのは食べ物はある程度食べるかもしれませんが、お土産を買って、農産物を買って持ち帰ろうという意欲はほとんどありません。どちらかというと、行った先で消費する、食べる、飲む、そちらのほうが多いような感じがします。観光地行ってお土産を買って帰るというのは、日本人と韓国人と中国人だそうです。あそこ行ってきたよでお土産を渡す、ああ、どうもありがとうねと、ほかの国の人たちは本当に自分のためにちょっとした記念品しか買わないようです。ですから、やはり地元で、観光地で飲んだり、食べたりして消費されるものというのも今後必要になってくるのかなと。それと、やはり宿泊する施設が下郷には旅館、民宿ございます。やまざくもそうです。そういった中での食材供給としての部分を地元産品で賄えるか、そういった観光の業者に対してどうやって地場産品をつくってもらえるのかという形も、これもやはり強力で推し進めなければならない部分であろうと思いますので、その辺町長のお考えはどうでございましょう。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員の再々質問にお答えしたいと思いますが、農業法人関係については要望というようにことでしたけれども、ぜひともご協力願いまして、実現に向かって協議を進めていきたいと、こう考えております。

それから、農業の地元産品を利用した販売、それから宿泊施設等の関係の利用ということでございますが、やはりこれが一番理想の形でございます。今までも皆さんも考えているとおり、やはり地元で生産できたものを地元の人たちが売りながら、そして6次産品などを考えながらやっていけば、ますます所得が向上するであろうと、こういうことで考えてまいりました。ですから、今後とも地元産品を利用した連携する協議会と、あるいは商工会と、それから生産者とをつなぎ合わせて、そういうものがやっぱり大切、施設等々3者が考えていかなければならない。商工会でもちょっと私は、農業部門の部会が設立されるようですが、大変うれしく思っていますが、そういう点がこれからの町として力を入れていきたいところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（猪股謙喜君） はい、ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 議員番号2番、玉川邦夫です。通告どおり、2つの柱でご質問申し

上げます。1つは、第6次振興計画策定に向けてということで、2年後に第6次がスタートするのだと思います。その件について。もう一つは、地域おこし協力隊について。この2つ質問いたします。

まず1つ、平成27年度4月に打ち出された第5次町の振興計画も、平成31年度を残すのみとなりました。PDCA、いわゆる計画をして、実行に移して、そして点検、それで改善していく、これを1年の中でサイクルでやっていくPDCAサイクルによって、毎年行政は施策の重点化を図ってきたところでもあります。そんなやさきに、先日配布された広報しもごう3月号に、町づくりの指針となる第6次町振興計画等のアンケート結果、これが掲載されました。私は、当初2020年度に向けた準備が既に始まったのだなど、これから1年かけてこのデータを分析し、6次計画の基礎資料にしていくのだなど、大変この計画性に感心させられました。しかし、少々疑問が残りました。今現在の第5次振興計画、この反省内容がまだまとまらない中で、新たに振興計画のアンケートがまとめられている。しかも、そのアンケートの項目内容から見ても、今やっている5次計画と6次計画の資料にしようとしているこのアンケートの関連性が見つからない、そう解釈せざるを得ません。

そこで、3つの内容で質問いたします。1つ目です。現在行われている5次振興計画の最終年度の重点施策を設定するために、本年度、4年目です。この本年度のチェック、反省は、誰がどのように行ってきたのか。

2つ目、前回と今回のアンケート内容は、唯一整合性があるのが観光、商工業、農林業の振興策だというふうに私は解釈しました。そのデータから2つほど質問します。観光振興には、産品開発や情報発信、メディアPRの重要性が住民の声として60%近く上げられています。住民の声です。ぜひ観光協会と地域おこし協力隊の協力を得ながら頑張っていたいただきたいが、どのように町長は受けとめているか伺います。

2つ目、農林業振興では、前回後継者育成というのが16%を占めていました。後継者育成が大事である。今回、25%の重要性を訴えています。町からの強力な支援を求めているあらわれではないか。また、前はなかった項目ですが、有害鳥獣対策も20%、地域だけではもう限界に来ているという声を私は多く耳にしております。さらなる取り組みを期待したいと思います。いかがでしょうか。

大きな柱の3つ目です。第6次振興計画の編成に当たって、新年度から新たに設置されます総合政策課が担当するという理解でよろしいでしょうか。この総合政策課の誕生には町民も大きな注目をしているだけに、今後5年、さらには10年という展望を見据え、しっかりした町づくりの案を立ててほしいものです。また、格好いい文章を並べるのではなく、町長の政策方針が町民に具体的に見える内容にしてほしいのです。町長のお考えを伺います。

大きな2つ目です。地域おこし協力隊について。2009年にスタートした地域おこし協力隊推進事業、国の大きな施策です。10年を経過して、初めて本町にも協力隊を迎え入れることができました。都会から農山村などに移住し、意欲と情熱を持って地域の活性化活動を担う地域おこし協力隊、これは地域活動や産業の後継者不足が課題になってい

る本町にとって大変重要な人材になってきます。町民の期待は膨らみ、協力する企業も出てくるかもしれません。国も特別交付税措置によって地方自治体を後押ししてくれています。

そこで、3つについて質問させていただきます。1つは、国では募集等に要する経費として上限200万円を充てているようです。ホームページでの募集や現地説明会では余りが出るような非常に十分な金額だと思いますが、ほかにどのような用途に充てられたのか伺います。

2つ目、募集要項では人員2名となっています。国でも協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、数人の受け入れを同時に行うことを勧めています。1年で帰ってしまったという事例も聞いています。協力隊員の後継者がつながっていけるよう、受け入れ体制をしっかりと築いてほしいです。そこで、今後の複数採用についての構想計画があれば、お示してください。

最後の3つ目です。全国的にも協力隊員の8割近くが農業にかかわる活動になっています。本町は、クラインガルテンを活動拠点にされるということで、いち早く溶け込んで活動してもらうためにも大変よかったなと思っています。ただし、農業未経験者の協力隊員にとっては、見えないことばかりです。しっかりした目標設定と関係機関との協力体制が大事になるでしょう。そこで、JAや地元企業などとの連携をどう図っているのか、町長にお伺いします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

初めに、1点目の第6次振興計画策定についてでございますが、第5次振興計画の最終年度の重点施策を設定するために、今年度4年次のチェック、反省は誰がどのように行ったのかのご質問ですが、振興計画における重点施策につきましては全部で21項目、重点施策を具体化する主な施策につきましては全部で71項目をそれぞれ体系的に示してあります。これは、あくまで町づくりの基本的な考え方にに基づき、それぞれの基本目標を達成するため、重点的に取り組むべき事業内容や行財政運営のあり方などを示したものでございます。そのため、主な施策を具現化するための各種事業等については重点事業として、予算特別委員会についてご説明を行い、審議をいただいているところです。

重点事業における本年のチェック、反省につきましては、来年度第6次振興計画策定年度ということもあり、本年度のチェック、反省を含めて、第5次振興計画の評価、検証を総務課から各課へ照会しております。その結果や検証等については、第6次振興計画策定に向けた平成31年度に組織されます下郷町振興計画審議委員会やワークショップなどで評価、検証をしながら反映されるように考えております。

次に、2点目のご質問でございますが、前回は各駐在員や各種団体へのアンケートを実施しております。今回は、町内の18歳から65歳の方へのアンケートを実施しております。本町においても少子高齢化、農業担い手の減少などの反面、観光と連携した活性化

を目指した中でのアンケートとなったものであります。そのような中で、アンケートの結果、観光振興の産品開発、情報発信、メディアを活用したPRがそれぞれ20%弱となっており、観光振興の中では高い数字となりました。この結果を受け、第6次振興計画ではご質問のあった各項目を満遍なく満たす内容としてまとめていければと考えております。

また、地域おこし協力隊については、町外、県外の視点から本町を見ていただければと思います。隊員は、活動内容は活動目標でございますので、そこに沿った内容を中心に積極的に情報発信を行っていただきたいと考えております。今後も発信する内容や方法などを検討して、より充実した発信ができるようサポートしてまいります。

農業後継者の育成につきましては、現在町では新規就農支援策として、国庫補助であります農業次世代人材投資事業及び町単独事業である夢ある農業担い手育成支援事業を活用し、担い手の育成に努めております。また、南会津郡内農業の関連機関の会議において、定年退職後、今後担い手として育てていくこともさまざまな機会でご提案されることが多くございます。これらの状況を踏まえ、夢ある農業担い手育成支援事業についても経営開始時の年齢要件について55歳から60歳まで引き上げるのを検討を行い、今後農業の担い手となり得るよう、担い手の育成、確保に一層努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、有害鳥獣対策の取り組みについてお答えします。有害鳥獣のさらなる取り組みといたしまして、新年度より各行政区にご理解とご協力を賜り、有害鳥獣の頭数削減に向けた新たな取り組みを計画しております。具体的な内容といたしましては、各行政区長さんから各地域においてわな免許を取得し、農作物被害の多い有害鳥獣の捕獲に協力参加できる方を2名程度ご推薦をいただき、地区ごとに捕獲活動を実施していただくものであります。また、わなにかかった有害鳥獣について、止め刺し及び処分については町捕獲隊の協力を得ながら実施していくこととして考えております。各地区の推薦を受けた捕獲協力者につきましては、わな免許取得に係る経費や捕獲活動中における自損または対人等に対する補償、賠償に係る保険料などの経費について町補助金により補助、支援し、地区の皆様のご負担軽減を図っていく考えであり、新年度予算に計上しているところであります。これらの新たな取り組みにより、少しでも有害鳥獣被害の減少をお図りしたく考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、3点目の質問でございますが、現在総合政策課での事務分掌において、町の総合開発計画及び調査に関することという項目でございます。第6次振興計画の編成に当たっては、総合政策課が担当するように考えているところでございます。

次に、町長の政策方針が町民に具体的に見える内容にしてほしいということですが、評価では基本構想、基本計画、実施計画で対応していくようになります。具体的な内容を記載して、実施計画、いわゆる各課等で作成する個別計画に詳細な内容が明瞭になってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、策定に当たっては少子化問題や環境福祉といった様々な課題を的確に捉え、ワークショップ等を通して住民と行政との協働による総合的な計画を策定することが重要

だと考えております。町長の政策方針を実現するため、さまざまな政策については議員の方々や有識者のご意見やアドバイスをいただきながら計画を策定していきたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、大きな2点目の地域おこし協力隊についてのご質問ですが、平成30年度に実施しました募集等による経費に関連する事業につきましては、昨年9月1日に東京都で開催された福島県主催福島県内地域おこし協力隊・復興支援員合同募集説明会に職員が参加いたしました。その経費、旅費分については、募集等に要する経費として特別交付税の算定対象となっております。

次に、2点目の募集要項等の質問でございますが、本年2月に1人目の協力隊が委嘱されましたが、4月にももう一名の隊員が委嘱を予定しており、当分の間は当初予定していた2名の方でお願いしたいと考えております。しかし、ご指摘のありました隊員の後継者の受け入れも必要であると認識しておりますので、さらなる募集につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の質問ですが、まず本町農業を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、農業関心を持った地域おこし協力隊が着任したことは非常に明るい話題であります。ご質問にあるとおり、農業に携わる活動内容になってはいますが、その内容は就農だけに限ったものではございません。クラインガルテンの情報発信等による利用者の増加や、農業関連の情報発信も視野に入れております。さらに、隊員の任期は最長3年となっておりますが、任期後に定住いただくことも重要な施策と考えています。そのために、委嘱後すぐから成果を求めめるのではなく、まず初めじっくりと地域と任務になれていただき、自ら将来について考えながら活動に当たっていただきたいと思います。今は、その将来を考えるため、各課との連絡調整を図り、クラインガルテンでの活動をサポートしていただくため、ふれあい協議会や皆様による受け入れ体制の整備を進めております。町といたしましても、隊員の目標ややりたいこと、真摯に耳を傾け、地域の実情を踏まえた目標設定を可能となるよう努力していく考えであります。隊員が活動を展開する中で、JAや地元企業との連携や調整が必要な場合は、隊員の自主性を損なわないように留意しつつ、適宜に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） それでは、再質問させていただきます。

ありがとうございました。これは、往々にしてアンケートというのはとっておけば安心だと、実態をつかんだのだからと、こういう言いわけにもなる非常にいい資料なのです。だから、これをしっかり分析しないと、せっかく心を込めて住民が回答して、切実な訴えがその中に20%、15%、あるいは60%入るわけです。やはりこれを大事に取り上げてほしいなど。そのための形として、前回これ住民にも渡っています、審査編集計画委員、すばらしいそうそうたるメンバー、こういうのになると充て職というの避けられないところもあるのです。ぜひ若い人たちを入れると、町長が今お話ししたようにワ

ークショップ、当然ご存じだと思います。いっぱい集まれば、いろんな面でたけた意見を持っている人がいるのです。そういう意味でも、ワークショップしながら来年に迫っています第6次振興計画を立ててほしいなって、きっとその中には町長の生の声も入っていくのだろうと、非常にわかりやすい、業者あたりがどこから見ても全国通用するような言葉でなくてもいいのです。下郷町らしい振興計画を期待したいというふうに思います。

1つ質問、後でお答えいただきたいのは、広報の中に第6次と町総合戦略というのがありますよね。これは、町民に示されているのか。多分、私ここ持ってきましたけれども、3年前にいただいた平成28年度下郷町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略と、たまたまこの語尾が一致しているものですから、これのことを言っているのか、ちょっとこれを質問いたします。とつてもこれも大事な内容が入っていますので、達成しているものもあります。まだまだ達成していないのもあると、これとのつながりだろうと思うのですけれども、これがどういうふうに見ていいのか、これを質問ちょっといたします。

それから、整合性についてはわかりました。4年、5年過ぎています。大きないろいろな課題が出ていますので、アンケートもそれに従って項目をつけ足したりしていくのだろうという、私はなるほどなというふうに思います。ただ、アンケートをとった以上は、今回みたいにお示しをする、町民に。こんなふうなデータがまとまりましたと。もう一つ、最後やっぱり忘れてしまうのは、実はこういうデータはあったけれども、町で頑張ったけれども、満足度は下がっていたと、これも率直に公表していくと。私は勉強不足なので、データのことはわかりませんが、一回とったアンケートを3年、4年後にもう一度とってみる。そうすると、意識調査ですので、住民の意識が変わってきていると、評価しているな、今の町長の政策評価している、あるいはマイナスになっていると、そういうのを私もアンケートに協力したら見たいなという気持ちはあります。その辺、これからアンケートをとるときにご一考をお願いしたいというふうに思います。

次、地域おこし、大変うれしい、私も何らかでお会いしてまた協力いただけるように会ったら働きかけたいな、この地域おこし協力隊、30過ぎた大変ベテランな方だというふうに伺っております。きょう朝ちょうど車に乗ってここに来るときに、朝国会やっていました。そのときに首相が答弁した。ちょっと一瞬でしたので、何とも言えないのですけれども、この地域おこし協力隊が非常に成果を上げている。こんな言葉を言いました、若者が地方に可能性を見つけてくれるいいチャンスだと。ああ、なるほどなと。これを質問したのは与党なわけですが、首相にさらに深い説明をいただいてありがとうございますと逆にお礼を言っていましたけれども、やはりこの制度というのはすばらしい制度で、各地区、各町村で、特に小さい町村で活躍している、成果が見られるというのを聞いております。国では、24年度に8,000人に増やす、今現在5,000人ぐらいだそうです。ということは、継続していくと、2024年ですから、あと5年継続するという数値だというふうに思います。そういう継続事業であるために、下郷も、2名スタートしそうですけれども、次につながるように、3名ダブってもいいわけです。そういうプ

ランでいていただければなど。

質問の中で、1年で帰ってしまったという事例が実は近くにあるのです。これは、本人が悪いという、本人の気持ちだというけれども、私は半分町行政が悪いと。もっとそういうお仕事をサポートしながら、支援しながらいかなければならない。せっかく知らないところ、都会からとんでもない田舎に、雪の降るところに来るわけですから、1年で甘い、おまえではなくて、これは行政もある程度サポートがまずかったと、私はそういうふうに評価するわけですがけれども、そうならないようにしてほしい。これは、新聞から出ていましたけれども、農業を知らない方がとにかく農業を始めている。何ともほほ笑ましい。若いから、馬力でできる。ただ、JAみたいないわゆる農業の方、農家の人たち、あるいは法人でもいいです、とのつながりが弱いと、農業ってどんなのって教えてくれるところがないと、そんな声が新聞に載っていましたがけれども、だからそういう意味ではJAさん、我が地区ではJA、あるいは企業体、一緒にかかわるような支援をして、村おこしのために、村の活性化のために頑張ってもらいたいと、そんなふうに思っております。

ちょっと質問的でない部分がありましたけれども、最後に、クライנגルテンにこの活動拠点を置かって、今の段階でどの程度の活動を、これからじわじわといろいろ、あ、これもやってみようってなるのか、観光にかかわることもいろいろあるのかなと思うのですが、それをもう少しお示しいただきたい。あるいは、何か制約、我々も何か事業の中で駆り出すという言い方は悪いですがけれども、そういう勤務的なものもちょっと教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） お知らせします。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思っておりますので、ご協力を願います。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。アンケートの結果について第6次振興計画には十分に引き上げていただきたいと、それから若い人の参加というのですか、6次振興計画の策定に当たっては入っていただき、業者に頼るものではなくということでございます。

まず、2番の玉川議員には下郷町の振興計画の経過についてちょっとお話ししますが、第1次振興計画は昭和50年に策定しました。昭和60年を目指すということで、町の振興計画という計画でした。第2次下郷町振興計画は昭和59年度に作成しまして、山村文化のコミュニティビレッジ下郷ということで、59年から昭和70年、平成にかけて。それから、第3次下郷町振興計画、これは平成7年に策定しました。田園文化交流都市を目指してと、これは平成7年から平成16年まで。第4次は下郷町振興計画、未来につながるまちづくり、誇れる郷土に広がる交流と。第5次振興計画は、下郷町振興計画としてきて、美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷ということで、第5次まで来ました。

れども、5次は5年間の計画でございましたので、大変慌ただしくこの振興計画を実施してまいりました。

27年度の重点事業については、その振興計画の項目や明細事業費と財源区分などを議会の方々に了解していただいて、そして実際進めていくわけでございますので、その成果等については100%いったところもありますし、50%いったところもございますし、まだゼロ%のところもあるかもしれませんが、このような重点事業の総括をしながら進めてまいりましたのが5年の5次振興計画でございます。今後2番議員がおっしゃるように、そのアンケート結果についてを十分に踏まえた、また若い人も参加していただき、そしてワークショップを取り入れながら実施に向けて、計画に向けて取り組んでいきますので、ご了解をお願いします。また、質問にはなかったのですが、町の総合戦略とは、まち・ひと・しごとについてもそれは関連性がございますので、それは十分に取り入れながら計画を進めていきたいと思っております。

次に、再質問の地域おこし協力隊についてでございますが、成果については地域おこし協力隊が来てからすぐに成果が出るということは私も毛頭考えておりません。いずれにしても、この下郷町に将来は住んでみたいと、こうなるようにサポートしていかなければならないと私は考えておりますので、ぜひ皆様方の協力もお願いしたいと思います。

なお、質問の中での上限200万円については、先ほど1回目に質問したように交付金事業で算定されておりますので、その辺は間違いのないようにご理解いただきたいと思います。

それから、地域のサポートの中でもJAへのつながりや企業体のつながり、これは当然でございます。こういうことがサポートの一つになりますので、ぜひ行政と地域の企業、あるいはJAさんとのつながりを強くしながら、1年で帰ってしまうようなことのないように私は受け入れのときから十分に担当者に説明しておりますので、その辺を理解していただくならば、3年経過しても下郷に住みたいというふうになっていくのではないかと思います。とりあえず現在2月に委嘱しました地域おこし協力隊については、クライנגルテンをお手伝いしながら農業について勉強したいということのご希望でございますので、現在役場に籍は置いておりますが、4月以降になればクライングルテンに行ったり、地域の農業の方の勉強をしながら、そして自分の目標であるクライングルテンに伴って協力をしながら、自分の農業をしていきたいということに私たちも協力していきたいという考えでございます。ですから、クライングルテンに限らない活動になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○2番（玉川邦夫君） はい、ありがとうございます。

○議長（佐藤盛雄君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午後 0時05分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開に先立ち、ご連絡いたします。

今定例会に説明員として出席を求めた者のうち、代表監査員、渡部正晴君が所用のため本日午後の会議は欠席となりますので、ご了承願います。

申し上げます。通告等の範囲を超えた質問がありましたので、会議規則第51条第2項の規定により、注意をいたします。今後十分に注意されますようお願い申し上げます。

再開いたします。（午後 1時00分）

次に、7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 7番、佐藤勤です。通告に従いまして、2件の質問をいたします。

1件目の主たるテーマとして、少子化における我が町の義務教育対策の急務について、まず（1）の第1段階として、来るべき小学校3校の複式学級の解消について伺います。本町の人口は、昭和30年の合併当時は約1万5,000人でありました。しかし、64年後の今年3月の人口は、6割減少の約5,700人であります。減少の要因として少子化があり、今後とも出生数の減少あるいは横ばいが続くことが想定されます。少子化時代における学校教育の活性化を図るために、旭田小学校、檜原小学校、そして江川小学校の3校に生じ得る複式学級がそれ相当の割合で現実となってきます。この複式学級を早期に解消することが肝要と思います。その背景には、各小学校6年間の大部分、あるいは8割方をこの複式学級で学習することになります。町の出生数であります、平成23年から30年の8年間の平均出生でありますけれども、27人です。その27人を3校で割ると、1校当たり9人で、これは複式学級の編制の枠内であると私は思っております。

ここに複式学級のデメリットを挙げてみました。まず、大切な児童たちの学習に対する集中力が失う。2番、先生が他の学年を指導している間、自習時間等が多くなり、結果として学習の進展が阻害される。3番、わんぱくな児童がいると、他の学年にも影響を及ぼす。4番、教員の指導が1つの学年に集中することができず、精神的に疲労感を感じさせる。5、中学校の授業にいけるかが今から心配されます。以上、主なデメリットと考えます。

そこで、次の事柄について質問をいたします。まず、1番目に複式学級の基準はどのようなになっているのか、文科省、県の指導等と異なる点があるのか。

2番、各小学校ごとの平成31年度から仮の36年度までの推計の入学児童数は何人くらいになるのか。

3番、複式学級が生じると予想されるのはいつごろからか、小学校ごとにお問い合わせします。

4番、町の宝である児童たちは、複式学級のことをあまりわからずに授業を受けることになるので、そのデメリットを少しでも緩和して、少子化時代における下郷町の学校教育の活性化を図るためには、まず第1段階として小学校の統合を一年でも早くと考えますが、町長及び教育長の考えを伺います。これで（1）の質問を終わります。

次に、1件目の（2）の質問です。テーマは、第2段階として義務教育学校のあり方についてお尋ねします。複式学級解消後の第2段階として、背景には中学校入学生の減少等に伴う小中一貫としたいいわゆる義務教育学校の設立が必須となってくると思いま

す。町長の考えをお伺いします。これで1件目の質問を終わります。

続きまして、2件目の質問です。テーマは、ナラ枯れ被害の対策についてお聞きします。ある施設の中に、手にとりたくなるような塔のへつり駅付近の緑鮮やかな100万年ウオークのチラスが置かれてありました。ところが、今この地はナラ枯れ被害のために多くのナラが切り倒されております。只見町は、ナラ枯れ被害が大きいとも聞き、只見川流域の視察に何度か足を運びました。夏の盛りなのに、赤褐色化した葉のミズナラやコナラが多かったのにはびっくりしました。特に田子倉ダムの展望台からは、枝に葉が一枚もついていない、立ち木という生命を失った多くの枯死木には、見るも無惨な光景でありました。ナラ枯れ被害の拡大によって、災害防止、あるいは水源の涵養や木材の生産者への影響、あるいはシイタケのほだ木や炭等の原材料でもありますので、経済的な被害も無視できません。特に我が町は、町の光を見てもらう、いわゆる観光を基幹にしております。若葉の緑や秋の紅葉等の景観の悪化が懸念されます。

これらを踏まえまして、次の事柄について質問をいたします。1、被害発生の通報を受けた年月とその通報先は。

2番、被害発生が確認された場所とその年月は。

3番、ナラ枯れを媒介するカシノナガキクイムシは、どこから移動してきたのか。判明が難しいときには、推測でも結構です。

4番に、確認した被害の内容について。例えば枯死木状態とか、木くず発見などでございます。

5番、被害の拡大防止の重要な初期対応はどのように行ったのか。

作業機関はどこで、またその効果はどうであるか。そして、その機関の事業主体はどこであるか。

7番、各事業措置を進める上で、国、県の補助の内容について伺います。

8番、木を守るための薬液注入によるカシナガ防除の効果の年数はどのくらいなのか。

9番、被害の対象となるミズナラ、コナラ等は広大な山林にあるが、町としての被害対策のポリシー、いわゆる方針を伺います。

10番、最後に、重要な初期対応が可能になるような被害発生の早期発見や迅速な通報ルートはあるのか。特に車や人の出入りが多い景勝地を含む観光地や大径木が目立つ場所の監視体制の整備が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤勤議員のご質問にお答えします。

少子化における我が町の義務教育に対しての急務については、教育長からまず答弁させます。

次に、大きな2点目のナラ枯れ被害の対策でございますが、①の被害発生の通報を受けた年月とその通報先には、平成28年8月に南会津農林事務所森林林業部職員による森林パトロールにおいて被害の発生が確認され、町農林係へ通報がございました。

2番の被害発生が確認された場所とその年月については、塔のへつり駅付近の森林において平成28年8月に通報を受け、同日現地にて被害の確認を行っております。

3番のナラ枯れを媒介するカシノナガキクイムシはどこから移動してきたのかであります。推測でございますが、明確な媒介経路については不明ですが、最近芦ノ牧付近においては被害が確認されているため、そこから観光客等の車両等に付着し、移動してきたのではないかと推測されております。

④番の確認した被害の内容については、森林内580本のうち枯れて葉がないものは28本、葉が赤くなっているものは43本、枯れておりませんが、木くずが出ているものが139本、健全なものは370本確認されております。

5番の被害の拡大防止の重要な初期対応でございますが、同年12月、取り急ぎ健全木以外の210本を伐採処分をしております。

次に、⑥の事業主体として、その効果でございますが、このときは取り急ぎの対応ということで、南会津農林事務所林業課指導により里山林業整備事業を活用し、南会津森づくり推進協議会が事業主体となりまして、南会津町の佐藤造林が伐採作業をしております。その効果につきましては、早急な対応により、観光客等に対しまして枯れ木からの落ち枝等による事故の心配が回避されたものと実感しております。

⑦番の国、県の補助の内容でございますが、被害木等の主な駆除、阻止については、伐倒、燻蒸もしくは伐倒、焼却によるもののどちらかで実施するカシノナガキクイムシ駆除事業と、薬液の樹幹の注入等により枯れ木を予防するカシノナガキクイムシ防除事業がございまして、駆除事業に関しましては特別区域、国立公園、県立自然公園の区域内の自然森林と一般区域、特別区域以外の森林の2種類に区分されておりました。それぞれの補助が異なっており、特別区域については国が2分の1、県が10分の4、一般区域につきましては国が2分の1、県が4分の1となっております。駆除事業に関しましては国が2分の1、県が4分の1の補助率となっております。

⑧番の木を守るための薬液注入によるカシナガ防除の効果は2年でございます。

9番の被害対策の方針でございますが、今後町内の森林において被害拡大が予想されておりますのを全て町による対応となると、費用面において相当なものとなり、発生した場所が急傾斜地等の場合は伐採作業も困難となります。他の町村においても町村が守りたい公園等、場所を特定して対応している状況でありまして、本町においてもあらかじめ観光地や人的被害のおそれのある箇所特定し、対応していく考えでございます。基本的には、町内観光地において景観に影響を及ぼすおそれのある箇所及び観光客への人身被害防止対策が必要な箇所、町内の住宅付近においてナラ枯れ被害による今後土砂崩れや家屋への倒木のおそれ等、人身被害防止対策が必要な箇所、町内における不特定多数の人が立ち入る公園等において対応していくこととしております。

最後に、⑩番の被害発生早期発見や迅速な通報ルートでございますが、現在通報ルートとしましては、カシノナガキクイムシ被害内容を確認されております林業関係者や一部の地域住民となっております。観光地の監視体制につきましては、役場内の担当部署等と情報を共有し、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 7番、佐藤議員の1つ目の質問、少子化における我が町の義務教育対策の急務についての質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、第1段階として、来るべき小学校3校の複式学級の解消についての中で、1つ目のご質問の複式学級の基準はどのようになっているのかというご質問でございますが、これにつきましては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、略称で標準法といいますが、そういった法律の中で定められております。この法律によれば、小学校1年生が含まれる場合は2個学年足して8人以下となります。その他の学年につきましては、2個学年を足して16人以下となる場合に複式学級が適用されるということになっております。複式学級の複式の基準については法律で定めてございますので、文科省や国の指導に異なる点はございません。

2つ目の小学校ごとの平成31年度から36年度までの推計の入学児童数についてでございますが、それでは数字のほうを申し上げます。平成31年度が旭田小学校が9名、江川小学校が10名、檜原小学校が4名で、計23名になります。32年度が旭田小学校が11名、江川小学校が5名、檜原小学校が17名、合計33名の入学となります。平成33年度は、旭田小学校が10名、江川小学校が8名、檜原小学校が12名、合計で30名となります。平成34年度は、旭田小学校12名、江川小学校5名、檜原小学校11名、合計28名。平成35年度は、旭田小が10名、江川小が8名、檜原小が8名、合計で26名。平成36年度が旭田小学校12名、江川小学校が9名、檜原小学校が9名、合計で30名となる見込みでございますが、なお今後の転入、転出によりまして、住民の移動等によって若干変わる可能性もございます。

3つ目の複式学級が生じると予想されるのはいつごろからかというご質問でございますが、これにつきましては、旭田小と檜原小ともに32年度に2年、3年で複式学級となる見込みでございます。江川小学校につきましては、平成33年度に2年、3年で複式となる見込みでございますが、今年の4月の新入学生の児童が10名を予定していますので、1人減った場合については、江川小学校も同様に32年度から複式学級になってくるのかなというふうに思います。

次に、4つ目の小学校の統合を一年でも早くとの質問でございますが、先ほど議員が述べられました複式学級のデメリットもございますが、一方で新たな統合をすることで特に低学年児童において遠距離通学の負担等も心配されますことから、教育委員を含めた総合教育会議において引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。また、検討材料としましては、ゼロ歳児から小学校保護者向けの意向調査ということで32年度は予定してございます。そういった意向調査のもと、こういった方向がいいのかということもそういった中で検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、大きな2つ目となります。第2段階として、義務教育学校のあり方についてのご質問でございますが、仮に小学校の統合を進めるとなれば、これに中学校も加えて小

中一貫校となることは重要な選択肢の一つであると考えておりますが、義務教育学校の設立は単に校舎の維持管理経費の削減のみならず、小中の教育に連続性を持たせるということで、いわゆる中1ギャップの解消や計画的な学力向上対策、豊かな社会性の育成など期待されるものが多くありますが、最大のメリットではないかなというふうに思います。一方で、下郷町につきましては地理的な条件から長距離の通学を余儀なくされるということで、低学年児童についてもこういった遠距離通学が出てくるということで、そういったものも含めましてさまざまな検討が必要なのではないかなというふうに思っております。

以上、今までの経過等についてご答弁させていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） まず、番号の若いほうの再質問をいたします。

1件目の（1）の④の小学校教育の活性化を図るための統合について再質問をいたします。少々サイドラップするところがありますが、ご了承願いたいと思います。少子化を少しでも緩和しようと、現在60歳から70歳の親たちが息子たちを説得して手元に残したその息子や娘の子供たちが今小学生、あるいは入学を待つ年ごろになっております。同じ年ごろの子供が集落にほとんどいない中、保護者や家族の苦勞、あるいは地域や保育所などにお世話になって、少し心身ともに大きくなった子供たちの人生のスタートとも言える基礎的教育を担う各小学校の受け入れは、今のままでよいのでしょうか。もろもろなファクターがあると思いますが、少子化時代の難題を逆手にとりまして、子供たちが互いに励まし合って学校生活を楽しむ、そのような切磋琢磨ができる環境づくりが我々大人の責務ではないでしょうか。少々遅きに失するところがありますが、後の中学校の学力向上などとあわせ、早急に小学校の統合を進めていただくことが必要条件であると切実に考えますが、重ねまして教育長なり町長さんに伺います。これで（1）の再質問を終わります。

それから、（2）の義務教育の学校でありますけれども、これはもうちょっと時間がたって、あと七、八年あったらば、将来クローズアップされることと想定されますが、今教育長の力強い答弁をいただきましたので、これは再質問をいたしません。

次に、ナラ枯れ発生のまず初期の対応の効果をより可能にするため、いわゆる被害が拡大しないための初期対応の効果、それには2つに分けて質問をさせていただきます。ナラ枯れ被害には、電気柵はちょっと無理ですね。それで、発生からわずか3年で劇的に被害すると言われます。一度被害すると、被害は収束するまで時間が相当かかります。素人でも周囲と比べ、若葉の大きさ、あるいは色の濃淡の違いと、そして8月ごろには周りの葉は深緑なのに、被害木は水を吸い取る元気がなく、木のとっぺんから褐色に変わっていくなど、簡単な知識で立派な情報を伝えることができます。

これらを踏まえまして、1つ目の質問であります。ナラ枯れの知識向上のため、関連の集まりの場など、あるいは広報などでその機会をつくることや、2つ目としてその

知識が得た早期発見の情報を迅速に伝える明確な通報ルートが必要と思いますが、重ねまして考えを伺います。

以上であります。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、7番、佐藤勤議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほど教育長から明確なる答弁がございましたけれども、私としてもさまざまな複式解消の策については総合教育会議でもお話ししていますが、学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策について協議されているところですが、下郷町の子供たちが将来に向けてよりよい環境で学習できるかを総合的な視点から分析を行い、検討していかなければならないと考えておりますので、あらゆることを想定して、そして対策を講じていきたいという考えで現在はおります。総合教育会議において十分に協議していただくようお願いしたいと願っているところでございます。

それから、ナラ枯れ木の被害の対策の広報、知識等の周知、あるいは町民に対しての知識の広報については十分に対策を講じていきたいと思っておりますけれども、通報については何せ発見がおくれればおくれるほど被害が拡大されるということはお承知のとおりと認識しておりますけれども、そのことについても含めて広報や知識関係の広報に努めていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 統合に関しましては、今町長のほうからお話あったように、総合教育会議ということで今年度から、今年度3回ほど開催させていただきました。その中で、今人口減少に伴う適正規模の学校ということで検討させてもらっていただいております。その中で、先ほど申し上げましたようにどういった環境で、どういった形がいいのかということで、まず第1弾として保護者からの意向調査ということで、ゼロ歳児から小学校6年生までの保護者の方に意向調査をさせていただきまして、それを一つの協議の材料といたしまして、いろんな角度から協議していきたいというふうに考えておりますので、その辺については取りまとめ次第またご報告させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 再々質問になるかどうかわかりませんが、先ほどの複式学級の生じる予想は、32年から旭田小学校、檜原小学校、これは一時的ではなくて、もう35年まで続いて中学校に入るということで理解してよろしいのですか。

それ1点だけ、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それで、32年度から複式学級となるわけなのですが、これは2年、3年、3年、4年という形で、継続的な形で複式という形になってきます。ただ、今複式学級についても、昔だと複式学級が生じれば教員1名で1学級という形の教員張りつけだったのですが、今1、2年の場合は通常の複式学級、2年、3年の場合につきましては変則複式ということで、県費で教員が2名つきます。それは、本務者1人と講師1人ということで、これは複式解消推進という形で、2名の方の教師が入って2、3年の複式学級を編制するというような形になります。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 再々質問はありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで7番、佐藤勤君の一般質問を終わります。

次に、10番、山名田久美子君。

○3番（室井亜男君） 緊急でちょっと退場したい。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君の退出を認めます。

○10番（山名田久美子君） 10番、山名田でございます。通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、1点のみ質問させていただきます。ワイファイ環境についてお伺いいたします。現在国のインバウンド政策により、海外から観光客は2,000万人を突破しました。2020年には4,000万人を目標と定めております。下郷町においてもここ一、二年増加傾向にあります。大内宿においては、昨年3月から2月までの入り込み数で3万6,000人を超えています。年間来場者数、原発後減りまして、大体80万人と言っておりますが、わずかその中の4%ではありますが、日本人観光客がこれから減少するだろう、インバウンドで海外の方を招き入れようという国策がありまして、徐々に増えております。今後も大内宿などは増加するのではないかと考えております。また、湯野上温泉では29年度の宿泊者数の0.5%、それから30年度は2.4%ということで、29年度、30年度において前年比390%以上となっております。ちなみに、宿泊数として数えたら少ないほうではあるかと思いますが、やはり伸び率というのを考えますと、今後とも伸びる可能性はあると考えております。

その中で、海外観光客が増加の中で、受け入れ体制の整備は大変重要になってくると考えております。その中でも、ワイファイ環境の整備は急務ではないでしょうか。無料通話ができないという環境は、極めて不便であります。国でもインバウンド関係でワイファイ環境整備の予算はあると思います。そういった整備をする予算があると思いますので、町のほうとしては今後どのように対応されるのかお伺いいたします。

答弁のほうよろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

WiFi環境整備でございますが、WiFi整備での国などの補助事業としては、防災等に資するWiFi環境の整備事業やインバウンド対策政策でのWiFi環境の整備事業などがあるようです。特にインバウンド対策は、来年春に東京オリンピックが開催されることもあり、多くの観光地等でWiFi環境整備について検討されているようでございます。インバウンド政策での観光関連の国のWiFi環境整備事業につきましては、国土交通省関係機関において東京オリンピックまでの平成31年度の新事業が計画されているようであり、事業の詳細について県を通して情報が入ると思っております。本町におきましても、平成30年12月5日に大内宿から沿道のWiFi環境整備に関する地区要望書を受けておりますので、インバウンド政策を含め、その実施について関係機関と検討を進めてまいりたいと考えております。

また、WiFi環境整備での観光関連事業への補助といたしましては、町で実施している観光関連施設等改修支援事業、さらには県観光物産交流協会がインバウンド受入体制ハード整備事業補助など事業を実施しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 多分国のほうも4月以降インバウンド関係の予算はとっていると聞いております。4月にならないとその辺は詳しく出てこないのかとは思いますが、やはり県も含め、国も含め、出てきた補助金というのを早くキャッチして申請していかないと、予算に限りがありますので、その辺はやはり早目に情報を得ていくということが必要なのではないかなというふうに思います。

また、個々の例えば湯野上温泉、大内宿、ここのお宿、それからお店等で個人でWiFi環境が整っているところは多くなってきていると思います。これは、電話会社との関係とか何かもございますので、個人的に導入していくということは簡単にできることかもしれません。湯野上の場合ですと、会津鉄道が全線にフリーWiFiを入れました。なので、駅に行きますとWiFiが入ります。あと、各お宿でもWiFiが入りますから、観光客の方はお宿に入ればWiFi環境を使うことができます。大内の中でも、お店に入ると使うことができます。ただ、やはり大内の方が望んでいらっしゃるというのは、あそこは一本道ですので、多少スマホを片手に歩くということをする方結構多いのですけれども、一般道ですとちょっとだめと言われるかもしれませんが、あそこは車が入りませんし、皆さん写真を撮ってはすぐSNSなり、発信したいという気持ちがあるのです。ただ、そのときにWiFi入らないと送信できないのです。これが海外通信になりますと、料金がすごく高くなるわけです。そういったときにWiFi環境がないのがネックですねって海外の方にもやっぱり言われております。湯野上とか、お宿さんがちょっと点在しているところで何点かWiFi環境を置いてやってくださいということは、我々はまだ考えておりません。その必要性はまだないのかなというふうには考えているのですが、大内宿の400メートルから500メートルの間の一本

道、その中にワイファイ環境を何カ所入れるかというのは、ちょっと見積もりとか何かをとらないとわかりませんが、やはり入れていただいて、来ていただいた方が気持ちよく大内を散策できる、あとは例えばほかのところでそういう要求が出るかどうかわかりませんが、そういった環境を整備していくということは必要なのではないかと思います。ただ、これを入れることによってその後のランニングコストというのがかかりますので、そういった点はやはりその地域の方々、いわゆる地区の方々と相談をすべきことかなとは考えておりますが、設置するに当たっての助成金とか、そういったことを考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、10番、山名田議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、国土交通省関係機関、観光庁等の事業ですと、ICT、要するにワイファイの事業、多言語対応策等に観光地の町歩き満足度の向上の事業として、ワイファイばかりではなくて、トイレの洋式化、あるいは電柱の埋設化、そういう事業も含めた事業が展開できるというような情報が出ておりますので、31年度における補助対応になるのか、あるいは32年度の対応になるのか、それは国の補助のつき方でございますが、その事業に申し込んでいきたいという、今の段階ではそのように考えております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○10番（山名田久美子君） はい、ございません。

○議長（佐藤盛雄君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。

消防団員の出勤手当について。昨年の第3回定例会で質問しましたが、町長の答弁で「結論を先に言いますと、特別報酬審議会が開催されたのが平成10年。消防団員の報酬も特別報酬審議会にかかるのです。出勤手当だけは、その設置条例の中の出勤手当ということになるのです。ですから、10年に開催した特別報酬審議会を開催して、そしてさまざまな非常勤特別職の関係の日当を検討しなければならない。そのためには、その資料が必要でございますので、その辺はご了解いただいて、間違いなくその審議会を開催して、非常勤特別職の日当等、あるいは報酬等も含めて検討させていただくことにしたい」と答弁をされましたが、9月に開催しました定例会から約半年間の期間がありましたので、特別報酬審議会を開催されたと思っておりますので、その内容をお伺いします。

以上、この1点、答弁よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

申し上げます。3番、室井亜男議員が戻りましたので、お知らせします。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

消防団員の出勤手当についてのご質問でございますが、平成30年第3回定例会でお答えしたとおり、非常勤特別職にあるあらゆる報酬等の検討をしなくてはならない時期に来ているという認識には変わりはありません。また、消防団員の出勤手当につきましては、これまで答弁しておりますが、早急に対応すべき課題と認識しております。今後町消防団との協議、検討することにより、これまでの出勤手当の額の算出に当たっても非常勤特別職とのバランスを考慮しながら決定させてきた経緯もあることから、特別報酬審議会での協議を踏まえながら対応していきたい考えであります。ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

私は、これまで何回かこの質問をさせていただいております。その中で、町長より答弁で特別報酬審議会を開催して、報酬等、あらゆる非常勤、先ほども言いましたように検討させていただきたいというお話がありますが、先ほども言いましたように平成10年に特別報酬審議会を開いている。それから20年たっています。結構20年という年月は長いもので、現状の状況も変わっていると。

それで、私が何度も質問しまして、間違いなく審議会を開催すると申されていますが、いまだに開催していない理由はなぜ。開催すると言っていますので、私は、9月の段階で間違いなく審議会を開催すると町長おっしゃいましたので、予算にも反映しますことから3月までには審議会を開催し、検討していただけるものと思っておりましたが、その審議会すら開いていない、その理由をお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、6番、小椋議員の再質問に答えませけれども、昨年の9月の議会の質問でも、平成10年に特別報酬審議会を開催して、特別報酬審議会での協議をしていただく場合はそれなりの説明資料が必要であります、直近のデータの県内町村の資料も必要であると考えておりますということもお話ししましたが、その資料収集も間もなくまとまりましたので、審議会委員の選定、これも決めなければなりません。20年たちました。その間報酬審議会は2回ほど開催していますが、この全議員から町長から、その役職全員分についての報酬審議会は開いていないのです。そういうことありますから、20年たっておりますので、ぜひこれは町の報酬審議会、全報酬の検討をしていただくように進めていきたいとはっきり申し上げます。この審議会において費用弁償、要するに消防団の出勤手当については費用弁償に係るものですから、その対象外となりますが、消防団のその対象外としても、費用弁償についても、全費用弁償の関係もございまして、消防団の意見を参考にして、ぜひ31年度には報酬審議会を開催するということをここでお約束します。9月では情報、県内のあらゆるデータを集めないとい

う、ようやくそれが全町村のやつ集まりましたので、ぜひこれは開かせていただきたいと、こう思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） ありがとうございます。町長がお約束していただいたので、それは本当に光栄だと思います。

私から1つだけ。確かに出動手当は報酬等ではなくて別手当、費用弁償のほうになるものですから、私がこれ何回も言っているものは、何度も言いましたが、隣の南会津町のほうでは出動手当という項目で1回につき4,200円、4時間を超えないときは半額。只見町は、消防団条例がありまして、半日3,000円、4時間未満、1日、4時間以上6,000円、こういうふうになっています。何度も言いますように消防団、私たちボランティアで活動しているものですから、消防団の意識づけとしても、ほかの町に行った場合、ほかではその金額が出ているのに、下郷町ではどうしてこんなに安いのだというやはり消防団員からの思いがありましたので、私は何度も質問をさせていただいているところです。先ほど町長が約束していただいたので、31年度には開いていただいて、それなりに検討していただけるというふうに思っていますので、大変うれしく思います。その31年度も何月に開催されるかわかりませんが、早急にやっていただければうれしく思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 6番、小椋淑孝君、これは要望ですか。

○6番（小椋淑孝君） はい、要望です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 淑孝議員の再々質問の要望でございますが、その要望に確実にお応えするように努力しますので、ご了解願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

過般産業厚生常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件につきましては、3月11日に開催されました産業厚生常任委員会において審査を終了し、その結果について産業厚生常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。また、一般質問が本日で全部終了しましたので、明日3月15日を議案思考のために休会にしたいと思います。以上2つにつきましては、去る3月7日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。
よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤盛雄君） これから、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、小椋淑孝君。

○産業厚生常任委員長（小椋淑孝君） 産業厚生常任委員会委員長の小椋淑孝です。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定によりご報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成31年3月11日。件名、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成31年3月11日。出席委員は、室井亜男君、猪股謙喜君、湯田純朗君、小玉智和君、そして私であります。欠席委員は、星輝夫君であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出

の陳情についての件は採択することに決定しました。

追加日程第2 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） 追加日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日3月15日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日3月15日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は3月20日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午後 1時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成31年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成31年3月11日			
本会議の会期	平成31年3月11日から3月20日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成31年3月20日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	閉会	平成31年3月20日	午後2時19分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田健二	10番 山名田久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 室井 哲	税務課長兼会計管理者 星 健一
	町民課長 渡部 善一	参事兼健康福祉課長 星 修二	産業課長 玉川 武之	建設課長 渡部 芳夫
	教育委員会教育長 星 敏恵	教育次長 只浦 孝行	代表監査委員 渡部 正晴	農業委員会事務局長 渡部 浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部 清一	書記 室井 徳人	書記 芳賀 和也	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成31年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成31年3月20日（水）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分につき承認を求めることについて
（専決第1号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第6号）） |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 民事調停の申立て及び当該民事調停不成立等の場合における訴えの提起について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 町有財産（建物）の無償譲渡について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 下郷町生活改善センター等設置条例を廃止する条例の設定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 下郷町ごみ処理センター条例を廃止する条例の設定について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 下郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の設定について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第20 | 議案第20号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第21 | 議案第21号 | 下郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の設定について |
| 日程第22 | 議案第22号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第23 | 議案第23号 | 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第24 | 議案第24号 | 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改 |

正する条例の設定について

- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 自然体験交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 道の駅しもごうの指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度下郷町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度下郷町一般会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 平成 3 1 年度下郷町国民健康保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 平成 3 1 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 平成 3 1 年度下郷町介護保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 4 1 議案第 4 1 号 平成 3 1 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 4 2 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 4 3 議員提出議案第 2 号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定
について
- 日程第 4 4 議員提出議案第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
書の提出について
- 日程第 4 5 議員派遣の件
- 日程第 4 6 閉会中の継続審査申出について
- 散 会
- 閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第1号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第6号））

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第6号））についての件を議題とします。

職員に議案第1号を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。議案第1号についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第6号））でございますが、本年度の除雪委託料につきましては、年末における集中的な降雪や委託単価等の上昇に伴い早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、専決処分により予算の補正を行ったものであります。

6ページをお開きいただきまして、土木費、道路維持費の除雪委託料でございますが、所要額3,000万円を増額し、予備費により調整をしたもので、歳出予算の総額に変更はございません。

1ページにお戻りいただきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成31年1月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのは、今年は我々または一般町民から言わせれば、雪が少ない。雪が少ないから除雪費が余るのではないだろうか、こういうふうな懸念というものをおのおのに持っているわけですが、出勤回数が昨年よりも相当大幅に少なくなっている。我々も、自分のトラクターの排土板を出してやったのが3回ぐらいでございます。今までは10回も20回も出しているわけですが、毎朝、毎朝出しているわけですが、そういうことがなかった。そういうようなことになった場合に、

少ないのではないだろうかというようなことになった場合に、この除雪費の3,000万円というものがもうちょっと説明願いたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 室井議員のご質問にお答えいたします。

先ほど総務課長がご説明いたしましたとおり、12月下旬と1月中旬以降の集中的な降雪によりまして、除雪作業及び排雪作業に予算を消化してしまいました。30年度の除雪委託料の予算でございますが、当初予算としては4,000万円計上しておりました。しかしながら、毎年の委託業者の契約単価の上昇が増大しておりまして、1月28日時点で2月、3月の見込み額3,000万円が不足と判明いたしましたので、この3,000万円を専決していただきたいという内容でございます。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 前、中央陳情118号のときに行ったときに、建設課長にちょっと聞いたときに、除雪で壊れたところの修理代金が少しかかっているというようなことを聞いてあったのですが、その辺わかるならばもう少し教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今ほどの室井議員の除雪機械の修繕費は、県庁土木部でのお話であったかと思いますが、それはあくまでも県の予算の中で、30年度の時点で前年度分の雪寒機器の修繕に費用を要したということでございます。

町分に関しては、この費用分は含まれておりません。あくまでも、出動回数の委託費のみの3,000万円の中身となっております。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 3番議員の質問にお答えしますが、1月28日付で専決させていただきました。そして、3カ年平均の降雪量を考慮しまして、この金額になったということになりますから、ひとつご了解願いたい、3カ年平均で出しましたので。ですから、1月28日以降についての降雪量が少なければ、それは余るという考えになろうかと思っておりますので、ご了解願います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 平成

30年度下郷町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 3号 農業委員会委員の任命について

日程第 4 議案第 4号 農業委員会委員の任命について

日程第 5 議案第 5号 農業委員会委員の任命について

日程第 6 議案第 6号 農業委員会委員の任命について

日程第 7 議案第 7号 農業委員会委員の任命について

日程第 8 議案第 8 号 農業委員会委員の任命について
日程第 9 議案第 9 号 農業委員会委員の任命について
日程第 10 議案第 10 号 農業委員会委員の任命について
日程第 11 議案第 11 号 農業委員会委員の任命について
日程第 12 議案第 12 号 農業委員会委員の任命について
日程第 13 議案第 13 号 農業委員会委員の任命について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第 3、議案第 3 号 農業委員会委員の任命についての件から日程第 13、議案第 13 号 農業委員会委員の任命についての件までの 11 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第 37 条第 2 項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号から議案第 13 号までの 11 件については、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3 番、室井亜男君。

○3 番（室井亜男君） このメンバーの中で、認定農業者というものが誰々で、何名いるのか。

それで、もう一つ聞きたいのは、一番最後に昭和 19 年 9 月 21 日生まれということになると、湯野上から出た人が 75 歳になっているということ考えた場合に、あとは全部若い。今まで会長やっていたからということで推薦したのかどうかわかりませんが、推進委員会というものが 16 人でやっていると思うのですが、その推進委員会でどのようなこの 75 歳の人をなった場合に認めたのかどうか。推進委員会 16 人で 19 万 1,600 円の報酬も払っているわけですから、結果はちゃんと出ていると思うのですが、推進委員会の内容等を教えていただきますようお願いを申し上げ、このうちの認定農業者が何人いるのか。あとは、認定農業者以外はどのような経歴を持っておられるのか、教えていただけますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長、渡部浩市君。

○農業委員会事務局長（渡部浩市君） それでは、議員のただいまの認定農業者は何人いるかということで、まず、議案第 3 号、星希氏は、認定農家でございます。議案第 5 号、湯田吉春氏も、認定農家でございます。議案第 6 号、渡部博行氏も、認定農家でございます。議案第 7 号、小山常喜氏も、認定農家でございます。議案第 9 号、佐藤行正氏に

つきましても、認定農家でございます。議案第10号、渡部友之氏も、認定農家でございます。議案第11号、星正喜氏も、認定農家でございます。認定農家については以上でございます。それで、認定農家が全部で7名農業委員の候補者になっております。

あと、議案第12号の渡部功氏につきましても、9月に下郷町農業委員会候補者評価委員会を開催いたしまして、その中で11人それと評価していただきまして、全員が適正という答申を受けております。

以上になります。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ今評価委員と言われたけれども、予算書の中では推進委員ということになっているのです。これ予算、これでは推進委員になっているのです。今説明したのは、評価委員というけれども、その名前が違うのですか、これ。私は、議案第12号の方が75歳になっているから、この推進委員会ではどのような結果というものがなされたのかということを知っているのです。評価委員会。固定資産ではないです。推進委員会。もう一回議長、聞いてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長、渡部浩市君。

○農業委員会事務局長（渡部浩市君） 28年に農業委員会法が改正されまして、農業委員のほかに農地利用最適化推進委員ということで16名が新設されております。その方らが一応農地利用最適化推進委員ということで、農業委員会として農業委員のほかに16名が就任しております。

それで、農業委員につきましても、下郷町農業委員会候補者評価委員会を開催しまして、そこで諮問をしまして、適正であるという答申を受けております。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 3番議員に、私からいたします。

平成28年に法律改正しまして、農業委員会委員の候補者を決めていただくということになりました。その農業委員会の委員のほかに、農地利用適正化推進委員というのができました。そして、農業委員の候補者については、農業委員候補者評価委員会で決めることを決定するというか、推薦いただくということになりまして、委員の内容は、委員は下郷町の副町長、会津よつば農業協同組合下郷支店長、下郷町議会議長、下郷町議会産業厚生常任委員長、下郷町区長協議会会長、下郷町農業委員会会長という構成でこの農業委員の推薦についていかどうか判断していただきましたので、ご了解願います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） この一般会計の中で、これ農業委員会と見ますと、ただ推進委員が16人となっているのです。これをやっぱり我々はこの中身を信用するわけですが、今町長が言われたのは、ではここに適正化推進委員と、適正化というものも入れるべきだ。ですから、我々にはわかるように適正化推進委員16人と、こう入れてもらえば

何ら問題はなくわかるようになるわけですから、来年からよろしく願います。
結構です。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それで、予算の項目の名前にそういうふうに入ればはっきりとわかるわけです。今後来年度につきましては、そのように計上するときに文字を入れます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。
したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第3号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 民事調停の申立て及び当該民事調停不成立等における訴えの提起について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第14、議案第14号 民事調停の申立て及び当該民事調停不成立等における訴えの提起についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 議案書19ページをお願いします。議案第14号についてご説明いたします。

上程させていただきました民事調停の申立て及び当該民事調停不成立等の場合における訴えの提起についてでございますが、懸案事項であります町営住宅使用料の滞納問題で特に悪質と認められる1名を本年度選定させていただきました。民事調停の相手方または訴訟の被告は、入居者、下郷町大字中妻字下中平23番地、町営住宅下中平団地B棟2号、青木保男氏、77歳。連帯保証人、下郷町大字弥五島字牧野居村2605番地、渡部章氏、76歳です。

本案は、訴訟を前提するものではなく、町営住宅の明け渡し、滞納額の支払いを求めるための民事調停申し立てをするものであり、さらには本調停が不成立の場合における町営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いを求めるための訴えを提起しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、議案第14号のご説明でございます。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 課長の説明わかりましたけれども、一言だけ。何カ月で、今までの金額だけ教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 直近3月現在で290万2,900円が滞納になっております。

○議長（佐藤盛雄君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 申しわけありません。期間は、相手方は平成6年の3月17日に町営住宅の下中平に入居しておりまして、平成14年の11月から本年までの17年間の滞納期間になっております。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） きのも滞納について建設課長から説明ありましたが、今の金額290万円何がしというのは、きもの報告だとかなりランクが下のほうに見えますけれども。多分五百何万円というのがいたので、それを先にやるのが順当なのかなと私は考えるのですけれども、それ。

それから、特に悪質という判断基準はどんなのだか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 湯田議員のご質問にお答えします。

きもの予算委員会でご説明のありました最高額の滞納額者は1名、656万180円という内容できものうご説明いたしました。きものも申し上げましたが、30年度予算でこの悪質滞納者の民事訴訟対象2名と選定させていただきましたが、この656万円の滞納者の方

と今回の青木氏の2名を今回選定させていただきました。流れといたしましては、この2名の方には30年の6月18日付で納付誓約書を作成させていただきました。それに基づきまして、この650万円の方は、毎月1万円の支払いをしていただくということで現在履行されております。

ただし、今回の青木氏につきましては、10月末に一旦5,000円の内金のみでの支払いだけでありましたので、今回の議案に上程させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） そうしますと、きのうの滞納人数と金額と大体わかりましたが、これによって、あともう一つ私心配しているのは、払わないで出ていく方多分いらっしゃると思うのです。新しい住宅へ更新されて、そこに入らないで出ていく方もいらっしゃるのです。多分いると思います、これは。家賃が上がりますから、何年間で。そうしますと、出ていくときの建設課のほうの対応というのは、その滞納金額に対してどのような処理をしているのか。

あとは、すんなり出ていってはい、さよならで、出ていくと滞納はストップしますから、後なくなりますからそれはいいのですけれども、そこら辺のその処理等どうなのでしょう、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 湯田議員のご質問にお答えいたします。

退去者の場合でございますが、当然滞納のある方につきましては、移転後の住所等をお知らせいただいて、督促状、催促書等を送付させていただくようにいたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 最後になりますけれども、そういうケースでいきますと、出ていってももちろんそれ以降の滞納はないわけですから、でもこれもやっぱり訴訟の対象者で扱ってよろしい、理解してよろしいのですか。それだけです。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 湯田議員のご質問にお答えします。

ただいま町営住宅の滞納者、きのうも申し上げましたが、全部で39名ございます。30年度からこの訴訟費用2名ずつ該当するということで、今回事務手続させていただいております。31年度も予算計上させていただきました、2名を対象といたします。今後随時2名から4名、5名になるとは思いますが、一遍にできません。下郷町としても、初めての事例でございますので、まずは今年30年度2名を選定させていただいた中での、1

名は改善されましたので、1名を今回の議案にさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 猪俣ですけれども、まず流れとしましては、今回議決後改めて滞納者に対して支払いを求めるということをしてからこの調停という流れになるのか。それとも、この議決によってすぐ調停、訴えというふうになるのかお尋ねします。

それから、入居許可取り消し後の損害金という言い方をしていますが、これはどういってお金で、幾らぐらいになるのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 猪股議員のご質問にお答えします。

今後の流れでございますが、議決いただいて、本日が3月20日となります。ということは、30年度の年度末で残り10日間の期間しかありませんので、改めて新年度、4月1日以降に弁護士さんと契約をさせていただいて、調停の申し立てをいたします。その後、契約相手方から調停期日の指定をさせていただいて、当事者の呼び出しをして、調停の期日が決定になるという流れでございます。

それから、損害賠償でございますが、文言には記載されておりましたが、下郷町初めての事例でございますので、今の時点ではまずは滞納額の徴収のみを目的としておりますので、損害賠償はとりあえずは目的としてはおりません。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 民事調停の申立て及び当該民事調停不成立等の場合における訴えの提起についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 町有財産（建物）の無償譲渡について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第15、議案第15号 町有財産（建物）の無償譲渡についての件

を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) 議案書の21ページでございます。議案第15号 町有財産(建物)の無償譲渡の件につきましては、小松川集会所でございますが、平成6年に建築され、築後耐用年数である24年が経過し、また集落からの要望も踏まえ、同集会所を小松川区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

集落集会所等につきましては、耐用年数経過後に各集落に無償譲渡してきた経緯がございます。直近では平成23年4月に枝松集会所、芦ノ原多目的集会所をそれぞれ枝松区、芦ノ原に譲渡してきておりますことから、同様の取り扱いとするものでございます。

なお、本件につきましては、去る2月28日に開催されました公有財産審議会へご報告申し上げているところでもありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(佐藤盛雄君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番(室井亜男君) ちょっと聞いてみたいのですが、まず登記はそのままにするのかどうか。小松川集落に登記をするのか、まずこの1点。

もう一つは、登記をした場合には今度は公民館はどうだかわかりませんが、役場のものだったら固定資産というものは固定資産税がかからないが、固定資産税は公民館はかからないのかどうか。私もわかりませんが、教えてください。

もう一つは、今までのことなのですが、例えば選挙でこの公民館を使っていた場合に、使用料というものを選挙でもって払っていたと思うのです。そうすると、役場の建物で使用料というのは小松川でもらっていたのか、これ。今度は、無償でこれ譲渡するわけですから、小松川でもらっていてもいいのですが、今までのあれはいいとしても、選挙で使った場合に使用料というものが小松川集落に入るのかどうか、この二、三点わかれば教えてください。

火災保険、これ今度は無償で譲渡した場合に火事になった場合に困るから、火災保険というものは小松川集落で持つのかどうか。今まではどうなっていたか知りませんが、火災保険は小松川集落で掛けるのかどうか、この二、三点教えてください。

○議長(佐藤盛雄君) 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) 3番、室井亜男議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、火災保険からご説明申し上げますが、火災保険につきましては、現在町の保険に加入してございます。これは、町の保険に町が加入してございます。保険料相当額を

区のほうにご負担いただいております。今後この議案がご議決いただきましたらば、区の所有物となるため、火災保険につきましては今後区のほうでご負担いただく、掛けていただくということになるかと思えます。

次に、2点目の登記関係でございますが、現在は町の所有物のため登記手続は踏んでございません。これにつきましても、今回この議案がご議決いただきましたらば、区のほうの持ち物となることでございますので、その辺につきましては、登記の手続につきましてはこれは認可地縁団体の取得を取得し、登記する方法などさまざまな手法がございますと思えますが、この辺につきましては、ご議決いただいた後に各種手続とあわせ火災保険等々も含め区長さんのほうにお話ししてまいりたいと考えます。

選挙の使用料でございますが、現在選挙で各集落使わせていただく場合におきましては町の施設、湯野上の老人福祉センターを除きまして、その使用料といたしまして、金額が5,670円でございます。1施設5,670円、こちらをお支払いしてございます。以上でございます。

なお、固定資産税関係につきましては、税務課の所管となりますので、税務課長をお願いしたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） それでは、3番議員の無償譲渡の固定資産税についてはというご質問でございますが、お答えします。

下郷町の税条例がございまして、税条例の中に固定資産税の減免という条例がございます。この中の第71条（2）番に、広域のために直接占用する固定資産税ということで条例が条例化されております。よって、固定資産税の減免申請という形の中で集落のほうからお出しいただいて、全額減免という形をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 一言だけ。町の持ち物で、選挙のとき使用料というものを余計にもらってもいたのだなど、こういうふうにも思わざるを得ない。

それはいいのですけれども、枝松、芦ノ原も私は記憶あるのですが、24年。すると、今回小松川、あとはこういう町の施設というものは、24年たったら払い下げるというものはこれが最後でもうないのでしたか、その1点だけお願いします。あるとかないとか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 今ほどのご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、枝松集会所、芦ノ原集会所、これらにつきましては、平成23年4月に無償譲渡してきております。それ以前につきましても、平成18年ごろから無償譲渡してきた経緯がございますので、今回の小松川集会所、こちらが無償譲渡の最後の施設になるかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 町有財産（建物）の無償譲渡についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前10時57分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時10分）

お知らせいたします。議場内気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第16 議案第16号 下郷町生活改善センター等設置条例を廃止する条例の設定 について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第16、議案第16号 下郷町生活改善センター等設置条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本件について議案の説明を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 議案第16号 下郷町生活改善センター等設置条例を廃止する条例の設定につきましてご説明させていただきたいと思っております。

先ほどの第15号につきまして、小松川集会所の件がございましたが、いわゆる生活改善センター等設置条例につきましては、小松川集会所が最後の条例に該当する集会所ということで残ってございました。先ほどの説明にもありましたように、このたび無償譲渡という形になりますので、あわせまして議案第16条をもちまして、下郷町生活改善センター等設置条例、こちらを廃止していただきたくご提案申し上げたところでございます。以上です。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ、最初的时候には、この条例つくったときにはこの生活改善セ

ンター等ですから、何件あったのか。中山あたりも入っていたのか。三ツ井も入っていたのか。もちろん枝松とかそういうのはあるとは思いますが、数が何ぼぐらいあったか、ちょっと教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 件数でございますが、まず先ほど「16号」のところを「16条」と申し上げました。大変申しわけございませんでした。

センター等の設置条例ということで、昭和53年条例20号ということで設置されておりますが、手元の資料によりますと、当時の資料一部抜き出してきました、今わかっているという大変申しわけないです。その当時の中身の話で申し上げますと、9件この集会所の明細でございます。

なお、申し上げますと、小出集会所、大内集会所、枝松集会所、三ツ井生活改善センター、落合生活改善センター、中山生活改善センター、芦ノ原多目的集会所、小松川集会所、音金集会所の9つでございます。それぞれ当時の山村振興農林漁業対策事業並びに林業構造改善事業等で設置された内容になってございます。小松川が直近では一番最後の集会所となっているというような中身でございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 下郷町生活改善センター等設置条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 下郷町ごみ処理センター条例を廃止する条例の設定について

日程第18 議案第18号 下郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第17、議案第17号 下郷町ごみ処理センター条例を廃止する条例の設定について、日程第18、議案第18号 下郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の設定についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 議案第17号及び議案第18号について順次議案の説明を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長(渡部善一君) それでは、議案第17号 下郷町ごみ処理センター条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。今回の条例廃止につきましては、平成30年4月11日付で申請の一般廃棄物最終処分場廃止確認申請、そしてそれに伴う南会津振興局による現地確認を経て廃止手続が完了し、平成30年7月3日をもって下郷町ごみ処理センターが廃止になりましたことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

下郷町ごみ処理センターの廃止に係る経過を申し上げますと、下郷町ごみ処理センターは、昭和49年4月1日に供用開始しまして、町直営で収集、焼却、埋め立てを行ってまいりましたが、平成4年4月に田島下郷町衛生組合の東部クリーンセンターが稼働し、それ以降は東部クリーンセンターの焼却残渣等の埋め立てを行っておりましたが、これも平成9年3月1日をもって埋め立てを終了し、それ以降は休止状態となっております。また、この間平成6年度には、下郷町ごみ処理センター焼却処理施設等を解体しております。その後、平成26年11月、県の南会津振興局によるごみ処理センターへの立入検査を受け、廃止手続に関する指導を受けたところでございます。廃止手続を開始しますと、2年間の水質等の調査が義務づけられ、その検査結果が基準値を超えた場合、基準値を超えない値が2年間継続しないと廃止確認申請を出すことができないため、平成27年度に仮の検査を実施し、その検査を確認してから正式な検査を開始したほうがよいという判断に至りました。それを受けまして、平成27年度に4種類の業務委託によりまして敷地面積の確定、平面図、縦断図の作成、2つ目として土壌ガス採取管の設置による土壌ガス調査、3つ目にボーリングの実施による土壌組成の確認、4つ目としまして地下水、河川水の水質調査を実施し、異常がなかったことから平成28年2月に下郷町ごみ処理センター廃止維持管理計画書を策定しまして、3月に一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届書を南会津振興局に提出し、平成28年度から29年度の2年間にわたりまして、廃止に係る地下水、河川水の水質検査、土壌ガスの検査を経て異常がないことから、平成30年4月11日付で一般廃棄物最終処分場廃止確認書、それに伴う南会津振興局による現地確認を経まして、平成30年7月3日をもって下郷町ごみ処理センターは廃止となり、所要の事務手続の後、平成30年8月21日の福島県報に告示され、廃止手続が完了いたしました。

以上、下郷町ごみ処理センター条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第18号 下郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の設定についてご説明申し上げます。議案書の27ページをお開きください。下郷町ごみ処理センターの廃止に伴いまして、南会津地方環境衛生組合が共同処理します一般廃棄物処理計画、一般廃棄物の処理及び一般廃棄物処理業務の許認可及び清掃指導員等に関する現条例を廃

止し、廃棄物に関する町民の責務、事業者の責務、町の責務等を定める条例を新たに制定するものでございます。

議案書の27ページと新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の右側の改正前の条文は、南会津地方環境衛生組合が共同処理する事務となっているため、それらを除き廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものでございます。

第1条では、本条例制定の趣旨について定めてございます。

第2条では、廃棄物排出の抑制、再生利用、分別等の町民の責務について、第3条では、事業活動に伴って生じた廃棄物の自らの責任とその適正な処理等の事業者の責について、第4条では、廃棄物の減量及び適正な処理等についての啓発と町の責務について、第5条では、土地または建物の清潔の保持について定めるものでございます。

また、附則により施行日を公布の日とし、旧条例を廃止するものでございます。

以上、下郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の設定につきましてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 議員番号2番、玉川です。質問をしたいと思います。まずは、49年から町の衛生のため大変活躍した場所ということで、お世話になりましたという感謝の気持ちもでございます。あの土地は、今真っさらに多分なっていて、一般予算化でもちょっと整備計画の中で予算化されているようでございます。ぜひこのごみ処理というのは、非常に文化的施設でもあると私は捉えています。非常に町の歴史の発展に貢献している。何らかの形でここにあったのだよという、そういう碑を建てることはないかと思いたすけれども、その辺の何か表示的なものが欲しいなという気がいたします。

それから、これだけ町がきれいになったということで、この辺を公園化するか、樹木等を埋めて。大変広大な土地のようです。かつて私は、幼少期のときあそこからおりて海水浴に行ったという思い出があります。ぜひ美しくして自然に返したいな、そんな気持ちであります。

また、旧条例の中には、当然犬とか猫を焼却したというのでしょうか、そういうところでもある。そうすると、小動物慰霊碑を兼ねた、そういった気持ちも何らかであらわせたらいいいのかな、そんなふうに思っております。

計画の新しい改正後には、建物占有者は町の定める計画に従い大掃除等に努めていくというようなことが書いてあります。これももう少し具体的にご説明いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） ただいまのご質問でございますが、まず1点の表示とか公園化につきましては、現在の埋立地をいじらない、現状のまま置くというのが廃止の条件で

ございますので、その埋め立てたところはいじる場合には県知事に許可申請しなければいけないので、周りであれば可能かと思いますが、その辺はこれから検討してまいりたいと思います。

あと、建物等の清潔の維持ということでございますが、これは毎年春あるいは秋等に各皆さんのおうちの周り等の清掃をお願いしたり、あるいは道路クリーンアップ作戦とあわせて清掃をお願いしているというようなことでございまして、個別にこれをこうするというような詳しいあれではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） そのごみの埋め立てしたところが全然いじらないということみたいですけれども、いじらないで私は中妻、塩生のちょうど真ん中にあるものですから、このごみ処理センターのイメージというのが非常に我々よくないイメージが今までもあるわけですが、やはりいじらなかつたらば、桜の木ぐらいは植えることはできないだろうか、こう。穴ここだけかっぽって桜を植える。その間に、春先の桜だけではなく、紅葉の時期にもちょっと何か見てみたい。だったら、桜を植える、もみじを植える、桜を植える、もみじを植えると、こういうふうにその側周りのほうだけ土をいじらないで、そのぐらいはできるかできないか。あるいは、できねば申請県知事にしてできるかできないか、そのぐらいのひとつ、我々イメージというものが非常に2番さんが言われたとおり、川遊び行ったり、そういうようなことのイメージが悪いものですから、きれいにしてちょっと残してみたいというのが私の感じですけども、そういうことがどうしてもだめだったら県知事に陳情する、振興局に陳情する、そういうようなこともできるかできないか、何とかひとつきれいにしていきたいという、これは答弁しなくても結構ですけども、一応要望ですので、お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 要望ですから、私も構想的なものをお話ししますけれども、大変塩生地区、中妻地区の皆さんにご協力いただいて、下郷町の環境の問題で本当にお世話になった土地でございます。

それから、重機車庫も建っておりまして、私はあの重機車庫を建てるときに、道路を拡幅して整備していかなくてはならないのではないかとというようなことを町長になったときに考えていまして、桜の苗木もその植栽のほうもそうですけれども、道路を整備してあそこが土地利用ができるように、私は今度6次振興計画でも大石地区含めて、それた地区も含めてやっぱり考えていかないと、除雪のときは出ますけれども、機械ですから。回って出ます。それから、豊後海、大石地区などは非常に農地があれですので、そんなこともありまして、やはりそういう計画も必要か。それから、やっぱり役場の駐車場も若干足りないのではないかと。農協さんの集荷場、今選果場やっていませんけれども、あそこに接続する何かがあれば、もう少し大きな行事があつたとしても駐車場を利用できると、そんな構想を持っていますので、ひとつそのときにはご協力のほどお願いし

ます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 8番、質問いたします。このごみ処理センターの地面、土地はどこ
の土地なのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） これについては、町の土地でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 下郷町ごみ処理センター条例を廃止する条例の設定についての
件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 下郷町産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例の設定について
の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第19、議案第19号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 議案第19号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、本年度携帯電話等エリア整備事業により雑根地区に整備しました携帯電話基地局を本条例に規定する基地局に加えるため、一部改正を行うものであります。

新旧対照表の5ページをごらんいただきまして、第3条の表でございますが、基地局の名称及びに位置に雑根基地局、下郷町大字白岩字居平2002番地2の一部を加えるものであります。これによりまして、本条例には枝松基地局、戸赤林下基地局、新開基地局、そして雑根基地局の4つの基地局が規定されることとなります。

議案書の29ページにお戻りいただきまして、一部を改正する条例でございますが、第3条の表に雑根基地局を加え、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、本基地局に参入されました事業者は、KDDIの1社でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 下郷町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第20、議案第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） 議案第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。災害援護資金制度につきましては、平成30年の通常国会で成立いたしました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、年3%と定められておりました利率を年3%以内で条例で定める率とする制度改正が行われ、また災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布され、保証人の要件を緩和するなどの改正が行われましたので、所要の条例改正を行うものでございます。

新旧対照表の6ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の左側の改正後の欄によりご説明申し上げます。14条では、保証人及び利率について定め、第1項において保証人を付することができるものと定めております。

第2項では、利率について定め、年3%としていたものを保証人を付する場合は無利子とし、保証人を付さない場合は年1.5%とするものであります。これは、東日本大震災時の特例による災害援護資金の利率等を参考に定めております。

第3項では、保証人の借受者と連帯債務について定めております。

第15条では、償還等について定め、第1項では償還方法を規定し、年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加するものでございます。これは、平成30年地方分権改革に関する提案募集において月賦払いによる償還を可能にするための提案があったことによるものでございます。

第3項では、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸し付けが認められた経過を踏まえ、保証人を付すかどうかについては、市町村の判断によって条例で定めることが適切であることから、保証人を削除し、改正前の施行令の保証人の規定が削除されたことに伴いまして、条番号を整理するものでございます。

附則、第2項におきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令において、施行令の条文番号を引用しておりますので、改正前の保証人に関する規定が削除されたことに伴いまして、条番号及び適用関係を整理するものでございます。

また、附則によりまして、施行期日を平成31年4月1日としまして、施行日以前の貸し付けについては従前の例によるものとするものでございます。

以上、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の設定につきましてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 8番です。今回の改正の部分には出ていないのですが、これ限度額、極度額は幾らになっているのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） ご質問にお答え申し上げます。

限度額につきましては、療養に要する期間がおおむね1カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合ということで、家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である場合の損害につきましては150万円、家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合250万円、住居が半壊した場合270万円、住居が全壊した場合350万円でございます。

また、世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合ということで、家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合150万円、住居が半壊した場合170万円、住居が全壊した場合250万円、住居の全体が滅失もしくは流失した場合350万円となっております。

○議長（佐藤盛雄君） 猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） この東日本大震災とか豪雨災害のところを見ますと、半壊等で避難しない人の建物改修におきまして、自己資金が足りなくてこういった弔慰金等もいただいても足りなくて、改修できないという人たちがぎりぎりの生活をしているという報道がありました。こういったものを国に対してもやはり手厚い対策というのが今後必要になってくると思いますが、町のほうではそういったその災害弱者というか、自宅避難者で建物の半壊以下のところで改修できないで住んでいる人がいるというよその例があるのは、町のほうでは把握しているのかどうか。

そして、町村会等では、そういったことに対して国へさらなる手厚い援助等を求めていくような話し合いが持たれているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） ただいまのご質問でございますが、この条例に関して、その援護資金の貸し付け等については、町内においてはまだ前例がございませんので、今後そういうことが現在の気象とかいろいろテレビ等で見ていますと、大変被害が大きいと思う災害も発生しておりますので、今後その辺も上部機関等と協議しながら、被災された方が速やかに復旧できるといいますか、家屋であれば直せるような形でできるような方法、方策を検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 下郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の設定について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第21、議案第21号 下郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長(玉川武之君) 議案第21号 下郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の設定についてご説明させていただきたいと思っております。

33ページに条文がございますが、まず初めに平成26年6月に小規模企業振興基本法というものが既に施行されております。これにつきましては、国では中小企業の9割を占めるいわゆる小規模事業者が人口減少、高齢化、海外との競争の激化等により国の経済の構造的変化に直面している状況に鑑み、日本全体に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要であるとして法を施行したところでございます。同法につきましては、昭和38年の中小企業基本法の基本理念である成長、発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含む事業の持続的発展を位置づけ、同7条に地方公共団体の責務として施策の策定、実施等を既に規定しているところでございます。

これらの法整備を踏まえまして、福島県の商工会の連合会が下郷町の商工会を経由いたしまして、平成30年12月に中小企業、小規模企業振興に向けた条例策定の要望を既に受けていたところでございます。当町におきましても、これらの要望を受けまして、中小企業、小規模企業振興のための基本条例を作成するというものでございます。

1条から目的ということでそれぞれございます。1条につきましては目的、2条が定義、3条が基本理念、4条が町の責務、めくっていただきまして、5条が施策の基本方針、6条が中小企業者・小規模企業者の役割、7条が経済団体の役割、8条が町民の理解と協力、9条が財政上の措置、10条が委任というような主な内容になってございます。

基本条例、理念条例でございますので、大変恐縮なのですが、若干1条含めてご紹介、中身の説明をさせていただきたいと思っております。1条、目的でございますが、この条例は中小企業、小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、下郷町(以下「町」という。)、中小企業者・小規模企業者、経済団体及び町民の役割を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって町内経済の持続的な発

展及び町民生活の向上に寄与することを目的とするというような内容の目的になっております。

2番、定義がございまして、(1)、2、3、それぞれ法に基づく企業の定義を申し上げます。

基本理念及び基本方針というところがこの条例のかなめになっておりますので、3条のところを申しわけございません。もう一度ごらんください。基本理念、3条につきましては、中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者による経営の改善及び向上を図るため、自立的な努力が促進されることを旨として推進しなければならない。

2、中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行わなければならない。

3、中小企業・小規模企業の振興は、地域において生産、製造又は加工される物品及び提供される役務の利用により、地域経済の循環促進が図られるよう推進されなければならない。

4、中小企業・小規模企業の振興は、国、福島県、町、経済団体、中小企業者・小規模企業者及び町民が相互に連携を図りながら協力することにより推進しなければならないということでございます。こちら基本理念でございます。

続きまして、基本的施策の今度は方針ということで、5条でございます。町は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1)、経営基盤の強化に関すること。

(2) 番、人材の確保及び育成に関すること。

(3)、資金調達の円滑化を図ること。

(4)、工事の発注並びに物品及び役務の調達に際し、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めること。

2、町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を作成するに当たっては、中小企業者・小規模企業者、その他の関係者の意見を反映するため必要な措置を講ずるよう努めるものとするというような主な内容になってございます。

それぞれ基本理念、基本方針がございまして、町並びに関係経済団体、商工会の役割等を明記しているというような内容になっております。

直近では、県のほうでも29年度につきまして条例改正を整備したところございまして、30年度につきましては、南会津町さん並びに美里町さんが既に条例化しているというような内容でございます。既に町でも企業支援につきましては、先日もご説明したとおりでございますが、ここに改めて基本条例を策定しまして、今後にも増して町内の経済の活性化、小規模事業者支援というふうにご図っていきたく考えておりますので、ひとつご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 2つ質問いたします。新しい規約ができるということで、私もちょっと勉強させてもらったのですが、18年前に県は県の中小企業振興基本条例、いわゆるその後大きな震災を受けて29年3月に県のほうで改正をした。これが今大変詳しい説明いただきました。小規模企業厳しい、いわゆるこういう市町村にとっては、中小企業はそうはないのです。ところが、小規模企業、10人とか5人、非常に小さな企業に救済をするという、また地域挙げて守っていこう、大変大事な、本当に直近の条例のかなというふうに思っております。

そこで、いろいろ他町村のこと今出ましたけれども、これをもとにして一斉に各町村、市は大きいわけで、既にできているところもあったのです。各市町村がこの条例を公布しているという実態があるのは間違いないので、その中でこの定義のところ1、2、3、中小企業者、こういうものを指す。小規模企業者はこういう定義をします。その次なのです。その次に経済団体、県のほう見ますと、その小規模企業という言葉ともう一つ重要視しているのが金融機関ということなのです。これが二重線でしっかり網羅している。多分この企業、経済団体の中に入っているのだらうというふうに思います。銀行あるいはJAの信用組合、いわゆる県のほうに事務所がある金融機関というふうな意味づけはされていますけれども、ここをあえて下郷町の条例の中では言葉を出さなかったという、その辺の理由。含めているという解釈なのかもしれませんけれども、他町村ではこの経済団体、通称商工会あたりが構想される。そのもう一つ、金融機関というのをしっかり設けているのです。そこがここにあらわさなかった、明言しなかった理由といたしますか、その辺を1つ。

もう一つは、いわゆる町民の理解、町民にもうとにかく理解していかなければならない。そうすると、いろんな広報関係も出てくるのだらうというふうに思います。いざというときには、そういう対象企業が発生した場合にいろいろ会議もされていく。そうすると、推進委員会のような、臨時的になるかもしれませんけれども、設置をすることがあるのかどうかというところ、2つご質問いたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） まず、ご質問の1点目でございますが、2条の（3）のところに経済団体、商工会、その他町内においてとありますが、特に金融機関、個別名挙げなかったわけでございますが、特に挙げなかった理由というのはございません。

その他、町内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいうというふうに記載しております。玉川議員が申しているとおり、当然銀行、農協、ここで言えば観光公社なのかも入るのかなという団体に考えています。また、例えば森林組合であるとか、いわゆる経済の振興に伴う活動を行う団体ということで網羅して書かせていただいたというような中身でございますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思います。

2点目の推進委員会ですが、こちら基本条例ご提案しているところですが、お認めいただきましたら、こちら商工会並びに今ほどの関係団体につきましてはご通知、ご連絡いたしまして、町の広報等でもPRを図りながら中小企業、小規模企業の支援をこれから一層行っていくわけですが、推進委員会というような話でございますが、今後いろんな機関の中でそのような話などもあるかと思っておりますので、そういった中で広義的に振興策が図られますように、その場合によっては推進委員の設置なんかも検討していかなければいけないのかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 佐藤です。この法人税も税収が毎年、毎年少なくなつてきております、法人の町民税ですか。そんな中で、今度新しいこの基本条例は、非常に大切なものだと思つております。まさに会津縦貫南道路もこれからどんどん今工事が進んできますから、本条例を生かしてもう活性化を図っていくと。特にこの第4条と第5条の施策の策定及び実施、これに町のほうは責務が大きいと思ひますけれども、ぜひ頑張つてみんなでこれを活性化に向けていきたいと思ひますけれども、その点よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番議員のご質問にお答えしますけれども、今回の中小企業・小規模企業振興基本条例を公布するに当たっては、国では平成26年6月に制定されました。県は、29年に以前あったものを中小企業にプラス小規模企業ということを明記して改正したわけでございます。この以前に、平成3年に大店法改正というのですか、ですからこれが流れでこう来て、小規模だけ入っていなかったというのが実際でございます。私は、そのときから感じていましたけれども、そういう意味では非常にいい基本条例になつてきているのではないかと。

ただ、第4条に関しましては、下郷町においてはあらゆる手段を通して商工会と連絡を密にしながら支援策を講じておりますので、その責務については十分に承知していると、こう思つておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

基本方針もこのとおりでございますので、ご理解願ひたいと。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 下郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩します。(午前11時58分)

○議長(佐藤盛雄君) 再開いたします(午後 1時00分)

日程第22 議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第22、議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) それでは、議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の一部改正を踏まえ、長時間労働の是正のための措置として正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の7ページをごらんいただきまして、第8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務、これに第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、町長が規則で定めるとしまして、規則において超過勤務命令の上限等に関する規定を設けることを想定して、規則への委任規定を設けるものであります。

規則で定めることが想定される事項でございますが、超過勤務の上限時間として月45時間、年360時間、これは労基法の改正と同様でございますが、それと大規模災害等への対応等上限時間の特例などを予定してございます。

議案書の37ページにお戻りいただきまして、一部を改正する条例でございますが、第8条に第3項を加え、附則としまして、この条例は改正労働基準法の施行日と同じく、平成31年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤盛雄君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第23、議案第23号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） それでは、議案第23号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の39ページをお開きください。下郷町国民健康保険条例の一部改正につきましては、昨年の12月18日に開催されました市町村担当者説明会におきまして、各自治体の国民健康保険の被保険者とならない者、適用除外者の条項についての県からのご指摘がございました。

具体的には、新旧対照表の8ページの下郷町国民健康保険条例の右側の改正前の欄をごらんいただきますと、被保険者とならない者として、第5条で第1号に児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって民法の規定による扶養義務者のない者。そして、第2号に、老人福祉法に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている者であって当該施設の長の意見を聞いて町長が定めた者と、2つの適用除外者が記載されておりますが、自治体においては、この適用除外者の条項がそもそもない自治体、あるいは本町のように2つの適用除外者が記載されている自治体、またどちらか一方が記載されている自治体とまちまちとなっております。この誤った条例により発生した事例は、本町の条例でいうところの第5条第1号の児童福祉法の規定により云々といった条項が記載されておらず、該当する児童

に対して保険料を負担するといった事例の発生がございました。本来は、児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童または里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のない者につきましては、都道府県の児童家庭課等から交付される受診券により公費負担となります。つまり児童のみの世帯には、保険料を賦課しない、国民健康保険の対象としないというものであります。他県においてこの誤った条例により誤って保険料を賦課するといった事例の発生によりまして、厚生労働省から都道府県に対して条例の内容の確認と適正化についての伝達がありまして、これを受けて都道府県が管内自治体の条例の適用除外者の条項を確認したところ、誤りが認められたものでございます。

今回本町は、第5条第1号の児童のみの世帯に関する部分については適正でございましたが、第2号については、記載すべきでない内容であり、削除すべきものでございました。この第5条第2号の老人福祉法に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている者であって当該施設の長の意見を聞いて町長が定めた者という内容は、本町から他の市町村の養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している者で一定の収入、資産がない者、具体的には保険税や保険料と医療費の自己負担等を支える、支払える状況かどうかを施設長に照会し、除外するといったものでございます。しかし、平成12年4月1日の介護保険制度のスタートによりまして、介護保険施設が住所地特例の対象施設となりました。このことによりまして、この条項は国民健康保険法の規定に反することとなりましたが、当時削除されずに現在まで残ったものとなっております。幸いにも、この誤った条例のとおりには運用されておらず、適法に住所地特例制度は運用されてございます。

この適用除外者の条項につきましては、当時から通知等は発出されておりましたが、本町含む多くの全国の自治体で誤っていたことから、国等の上部機関の周知徹底が十分ではなかったのではないかと推測されます。このため、第5条第2号を削除するものでございます。

そして、附則により施行期日を31年4月1日とするものでございます。

以上、下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定につきましてご説明いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第24、議案第24号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長(星修二君) それでは、議案第24号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の40ページをごらんください。本条例につきましては、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対して、医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的としまして定められた条例でございます。

また、本条例は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱に準じて定められており、今回福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、町の条例も改正するものでございます。

改正の概要につきましては、2つの改正点がございまして、初めに1つ目でございますが、本制度は、所得の低い家庭及び父母のない児童を対象としていることから、所得制限がございまして、その登録に当たっては、これまで1月から7月1日までの受給資格申請者につきましては、前々年の所得で登録の有無を判定しておりましたが、改正後は3カ月延長しまして、1月から10月1日までとするものでございます。

2つ目でございますが、条文中の引用しております法律名の改正がありましたので、本条例もこれに合わせて改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の9ページをごらんください。初めに、第3条の第3項第4号中の2行目の括弧書きの下線部分、「7月1日」を「10月1日」に改めるものでございます。

次に、第5号中の下線部の「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改めるものでございます。

以上、説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤盛雄君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25	議案第25号	下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について
日程第26	議案第26号	下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について
日程第27	議案第27号	下郷町(桑取火)簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第28	議案第28号	下郷町(戸石)簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第29	議案第29号	下郷町(大倉)簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第30	議案第30号	下郷町(枝松)簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第31	議案第31号	下郷町(大沢)簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第32	議案第32号	下郷町(赤土)簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第33	議案第33号	下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について
日程第34	議案第34号	自然体験交流施設の指定管理者の指定について
日程第35	議案第35号	道の駅しもごうの指定管理者の指定について

○議長(佐藤盛雄君) この際、日程第25、議案第25号 下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定についての件から日程第35、議案第35号 道の駅しもごうの指定管理者の指定についての件まで11件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) これから本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書42ページ、議案第25号から議案書52ページ、議案第35号までの11議案につきましては、下郷町公の施設に係る指定管理者の指定についての件でございます。本町におきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入し、当初は平成18年度から3年間、その後は平成21年度から5年間、そして平成26年度から5年間と指定管理者による公の施設の管理を行ってまいりました。ご提案申し上げます各施設につきましては、本年3月

31日をもって指定管理期間が満了となりますことから、当該施設に係る指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

別にお配りしております公の施設の指定管理者の指定に係る一覧表をごらんいただきまして、A4横長のものがございますが、議案第25号から議案第35号まで、件名、公の施設の名称、指定管理者の名称及び代表者を記載したものを審議資料としてお配りしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、各施設とも現在の指定管理者を引き続き指定管理者として指定する案となっております。

また、指定期間につきましては、今ほどの資料一番下にありますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 例えば観光公社と町が指定管理を結ぶ場合に、同一人は契約をしてならないという民法上あると思うのです。そうした場合に、下郷町長、星學、観光公社理事長、星學、これ同一人でもって契約をしてはならないと民法上にあると思うのです。そこで、テクニックとして使う場合は、観光公社の理事長が副理事長に委任状を出して、副理事長と町長が契約を結ぶ、こういうようなことが今までの多々あったように記憶しているのですが、それと同じく道の駅のしごうの町長と社長というものが同一人。同一人の契約はしてならないと、こういうふうになると思うのです。やはりこういうふうなものをテクニックを使って、先ほど言ったように副社長に委任状を社長が出して、そして町長と契約を結ぶと、こういうような契約の仕方というものが湯野上あたりの社会福祉協議会あたりでは昔からやっているテクニックです。こういうようなことがやっているのでしょうか、まず1点聞きたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 室井亜男議員のご質問にお答えをいたします。

今回の議案につきましては、これは提出議案ということで、提出議案、町長提出ということでございまして、相手方につきましても、代表者名で記載をさせていただいております。実際の協定の締結に当たりましては、今ほど室井議員おっしゃるとおり、民法上の双方代理の規定に抵触するおそれも生じてまいります。これを回避する方法といたしましては2つほど考えられまして、今ほど議員がおっしゃった相手方の契約の締結権をどなたかに委任する方法。あるいは、もう一点は町側で町長の協定に関する権限を町の職員に委任する。具体的には、副町長に委任するというような2つの方法が考えられるかと思っております。

従来であります、最初に申し上げました契約の相手方の方がその代表者の権限を次の職員の方に委任するというようなことで協定を締結しておりますので、今回もこの議

案ご議決をいただきましたらば、協定締結の際には双方代理抵触しないような形で取り扱ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） やはり私が考えていたような、同一人は契約をしてならないというような、非常に複雑なやり方になってございます。今までもそういうような契約だったのでしょか、この1点をまずお聞きしたいと思います。

それから、43ページの大内宿観光案内施設というのは、あのトイレがある駐車場のあそこにあるやつを言っているのですね、これちょっとお願いいたしたいと思います。

それから、戸赤の林業集落排水施設ということで、これ下水の処理だと思うのですが、いい方法だなと、こう思っているのですが、これ水道と一緒にやったのですが、これは何件で、どのようになっているのか、わかる範囲内で結構ですから、この集落排水だけちょっと教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 3番議員、室井亜男議員のご質問にお答えします。

戸赤の林業集落排水にかかわる事業の中身ですが、こちらの事業ですと計画書いただいております、計画上13戸の使用というふうになっております。

また、ほかにやまざくらという建物ございまして、これは別にもう一戸あるというような内容でございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 今ほどの双方代理に関するご質問でございますけれども、従来も例えば観光公社でございますと、観光公社の副理事長という相手方で協定を締結してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 下郷町観光案内施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 自然体験交流施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 道の駅しもごうの指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第36号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第7号）

○議長（佐藤盛雄君） 日程第36、議案第36号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案第36号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第7号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,295万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億3,243万8,000円とするものであります。今回の補正につきましては、3月補正でございますので、事業の完了や額の確定などにより予算の整理を行うものが主なものでございます。

歳入の主なものでございますが、62ページをお開きいただきまして、地方交付税につ

きましては、平成30年度の算定において各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えることとなったため、各地方団体分について調整率を乗じて減じられていた額が国の第2次補正予算により追加交付されることとなったため、247万9,000円を増額するものであります。

分担金及び負担金につきましては、事業費の確定により農業施設工事費受益者分担金を52万2,000円、使用料及び手数料につきましては、見込み額の精査により戸籍住民票等交付手数料を61万5,000円それぞれ減額するものであります。

国庫支出金でございますが、土木費国庫補助金につきましては、事業費の確定により合わせて1,329万4,000円を減額するもので、63ページとなりますが、教育費国庫補助金の冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、さきの定例会においてご議決をいただいたところではあります。交付決定を受け、今回減額計上するものであります。減額の要因でございますが、補助対象が普通教室のみとなり、当初予定をしておりました職員室等が補助対象外となったこと、また補助基準単価が設定されたことにより、当初見込み額3,513万6,000円から2,116万7,000円減額となるもので、これに伴い歳出でご説明申し上げますが、事業の見直しを図ったところであります。

同じく、教育費国庫補助金の伝統的建造物群大内宿保存整備事業国庫補助金につきましては、事業費の確定により446万円を減額するものであります。

県支出金の県補助金及び委託金につきましては、事業費の確定によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。

64ページとなりますが、寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、今後の見込み額を精査し85万円を増額するもので、繰入金の基金繰入金につきましては、基金充当事業の事業費等の確定により合わせて1億1,410万円を減額するものであります。

諸収入、雑入の相互人事交流職員人件費につきましては、福島県との相互人事交流でございますが、交流職員の給与は派遣団体が支給し、受け入れ団体は派遣団体が支給した給与の額を負担金として派遣団体に納付することとされており、残念なことではありましたが、本町からの派遣職員の急逝により、本町が県から受ける負担金を673万2,000円減額するもので、県振興協会交付金、在京下郷の集い参加料、木造住宅耐震診断士派遣事業負担金及び道の駅水道管移設補償金につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ補正計上するものであります。

65ページとなりますが、町債につきましては、南会津広域消防署庁舎建設事業に係る事業計画の変更等により負担金が減額となることから、緊急防災減災事業債を8,310万円減額し、冷房設備対応臨時特例交付金事業につきましては、先ほどご説明申し上げました交付金の減額を受け、地方負担分の財源措置として学校教育施設等整備事業債1,120万円を増額するものであります。

66ページをお開きいただきまして、歳出の主なものでございますが、初めに給料、手当、共済費等の人件費につきましては、見込み額を精査し、減額計上するものであります。

総務費関係でございますが、文書広報費のホームページ維持管理料につきましては、

事業費の確定により76万円を減額するもので、企画費では地域おこし協力隊に係る所要額を今後の見込み額を精査し、報酬、共済費、需用費、負担金、合わせて623万4,000円を減額し、歴史まちづくり委託料につきましては、当初委託による計画策定を予定していたところでありましたが、同計画の策定には複数年度を要することなどから、本年度の予算を減額し、次年度以降委託の要否も含め検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、企画費では、見込み額の精査により住宅用太陽光発電システム設置費補助金を120万円、企業支援事業補助金を450万円それぞれ減額するものであります。

67ページとなりますが、諸費では、事業完了に伴い自治功労表彰に係る報償費、需用費、役務費合わせて109万8,000円を減額し、南会津広域市町村圏組合負担金につきましては、歳入でご説明申し上げました新消防庁舎建設事業に係る事業計画等の変更により、負担金が1,260万6,000円減額となるもので、教育施設整備基金積立金につきましては、今後の事業に備えるため、本会計の収支の状況を踏まえ1,000万円の積み立てを増額するもので、ふるさと創生事業費につきましては、在京下郷集いの事業完了に伴い合わせて40万3,000円を減額し、68ページでございますが、ふるさと応援基金積立金につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり積立金を85万円増額するものであります。

戸籍住民基本台帳費につきましては、歳入でご説明申し上げました戸籍住民票等交付手数料の減額計上に伴い、財源内訳の補正を行うもので、69ページとなりますが、福島県知事選挙費につきましては、事業完了に伴い234万7,000円を減額するものであります。

70ページをお開きいただきまして、民生費関係でございますが、老人福祉費では、事業費の確定により在宅介護支援センター事業に係る委託料を120万1,000円減額し、児童福祉総務費の扶助費につきましては、見込み額の精査により26万円の増額をお願いするものであります。

衛生費関係でございますが、環境衛生費の生活環境施設整備基金積立金につきましては1,000万円の積み立てを増額するもので、71ページとなりますが、清掃総務費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、見込み額の精査により482万7,000円を減額するものであります。

農林水産業費関係でございますが、事業費の確定、見込み額の精査等により農業振興費、次のページとなりますが、農地費、国土調査費を合わせた農業費を818万円、治山林道費、造林事業費、観音沼施設管理費を合わせた林業費を178万8,000円それぞれ減額するものであります。

73ページの商工費関係でございますが、こちらも事業費の確定見込み額の精査等により、商工振興費では賃金、負担金補助及び交付金、合わせて222万9,000円、観光費では賃金、需用費、委託料、工事請負費、合わせて194万6,000円それぞれ減額するものであります。

74ページをお開きいただきまして、土木費関係でございますが、同じく事業費の確定等により予算の整理を行うもので、道路新設改良費では、委託料から補償補填及び賠償金までを合わせて877万9,000円減額し、橋梁維持費につきましては委託料、工事請負費をそれぞれ減額し、橋梁整備基金積立金の増額と合わせまして49万5,000円の減額となる

ものでございます。

また、住宅管理費、住宅建設費を合わせた住宅費では、301万5,000円を減額するものであります。

75ページとなりますが、消防費関係でございますが、南会津地方広域市町村圏組合負担金につきましては、新消防庁舎建設事業に係る事業計画等の変更により負担金が9,680万5,000円減額となるものであります。

教育費関係でございますが、歳入でご説明申し上げました冷房設備対応臨時特例交付金の減額を受け、平成30年度においては補助対象となる普通教室を優先しエアコンの整備を図ることとしたため、小学校費につきましては682万7,000円、中学校費につきましては315万2,000円それぞれ工事請負費を減額するものであります。

76ページをお開きいただきまして、中学校費の教育振興費では、見込み額の精査により賃金を64万8,000円、負担金補助及び交付金を77万1,000円それぞれ減額するものであります。

社会教育総務費の報償費14万1,000円、文化財保護費の賃金9万7,000円、文化財整備費の旅費65万円、負担金補助及び交付金670万4,000円につきましては、事業費の確定によりそれぞれ減額するもので、町並み展示館費につきましては、国庫補助金の額の確定に伴い財源内訳の補正を行うものであります。

77ページとなりますが、町民体育館費の賃金につきましては、見込み額の精査により60万7,000円を減額するもので、予備費により収支の調整を図るものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、58ページにお戻りいただきまして、道の駅給水本管布設事業、道路新設改良事業（町道沼尾1号線）、小学校費、中学校費の冷房設備対応臨時特例交付金事業の4つの事業につきましては、事業の進捗等によりその完了が翌年度にわたる見込みとなったため繰越明許費を設定し、平成31年度に繰り越すものであります。

以上ご説明申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 67ページで教育施設整備基金積み立てが1,000万円ほど補正額はありますけれども、ここの基金の総額というものが合計の1,003万7,000円ということによろしいのか、基金合計が。というふうに解釈していいのかなということなのですが、基金の合計を教えてくださいようお願いを申し上げます。

次の68ページ、このふるさと応援基金も850万円補正額で積んだのですが、応援基金というものの合計、積立金の合計は幾らなのか。今現在幾らあるのか、この85万円積み立てして、ふるさと応援基金。

それから、同じようなことで衛生費の生活環境施設整備基金積立金、ここに1,000万円ほどやっぱり積み立てするのですが、総合計のこの積立金の基金の積み立ての合計は幾らなのか。

71ページの道の駅給水本管施設は、国道との関係で242万4,000円のマイナスという解

積でよろしいのか。または、道の駅がいつも水不足というようなことで、その水道を工事していて終わったからマイナスにしたのか、国道との関連というようなのか、ちょっとわからないから教えてください。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 3番、室井亜男議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、基金の残高についてお答えを申し上げたいと思います。初めに、67ページ、教育施設整備基金でございますが、今手元にあるデータといたしましては、今年の1月末の残高ということでご報告をさせていただきますが、2億2,064万1,580円の残高がございます。

68ページ、ふるさと応援基金積立金でございます。こちらのふるさと応援基金のほうでございますが、これもやはり同じく1月末の残高でご報告を申し上げます。691万7,657円でございます。

次に、70ページ、生活環境施設整備基金でございますが、こちらもやはり1月末の残高でお答えを申し上げます。557万6,387円の残高となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 3番、室井亜男議員のご質問にお答えしたいと思います。

71ページの6款農林水産業費の一番上にあります15節工事請負費でございますが、当初計画した工事より国道の整備に兼ね合しまして、いわゆる布設がえを予定しておりますが、仮設工事が要らなくなったという部分の工事費の減と請負差額の減の合わせてマイナス計上となっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第7号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午後 1時59分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 2時10分）

日程第37 議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算

日程第38 議案第38号 平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第39 議案第39号 平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第40 議案第40号 平成31年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第41 議案第41号 平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第42 議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第37、議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算の件から日程第42、議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月11日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成31年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成31年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 平成31年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 平成31年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 平成31年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 平成31年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43 議員提出議案第2号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定 について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第43、議員提出議案第2号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第44、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第45 議員派遣の件

○議長（佐藤盛雄君） 日程第45、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては発議の朗読を省略し、お手元に配付してごさいます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定しました。

お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

日程第46 閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤盛雄君） 次に、日程第46、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成31年度第1回下郷町議会定例会を閉会します。（午後 2時19分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月20日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員